

タンザニアにおける共同体的土地保有制度の変容

——北パレ農村の土地利用から見た制度問題——

吉 田 昌 夫*

Transformation of the Communal Land Tenure Systems in Tanzania ——
Problems seen from the Land Use Perspectives in a North Pare Village Society

Masao YOSHIDA*

1. 序論
2. タンザニア土地制度の変遷と地方行政
3. 北パレ山地の一農村——ンドルウェ村
4. ンドルウェ村の農業
5. ンドルウェ村の土地利用形態と土地保有
6. 面接調査による農家20世帯のプロフィール
7. 共同体的土地保有制度の村落における変容——地方行政改革下の土着社会

1. 序論

サハラ以南のアフリカにおける土地保有制度の現況把握と、その制度改革の必要性が、最近多くの論文により、盛んに取り上げられるようになってきた。土地制度改革の議論を考察して、J, W, ブルース (Bruce) は、次の二つの現代的課題を重視している。すなわち、(1)土着的な共同体的土地保有制度を個別的な土地保有制度 (すなわち私的所有制度) に転換させるという、ケニアやボツワナで行なわれた改革の妥当性の問題がその1つであり、(2)独立後の社会主義化政策の中で、土地の国有化が宣言され、創設された集団農場や登録村を単位として占有権が与えられたにもかかわらず、その政治的経済的な行き詰まりから、新たに土地制度の修正を必要としている場合が、他の1つであると述べている。¹⁾

サハラ以南のアフリカにおいては、現在でも共同体的な土地保有が一般的であるといわれる。農民は、血縁、地縁など、主として生得的な基礎社会集団 (これを共同体と呼ぶ) に属している限りにおいて、土地を用役し (農民の場合、最も重要な土地利用は耕作)、慣習上の贈り物を土

*国際文化学科 (Department of Comparative Cultures)

地配分者に与えるなど一定の義務に服しさえすれば、意のままに土地の生産物を処分することができ、その用役権も相続されるという制度が通常見られる。

この共同体とここで呼ぶ集団には、応々にして上位組織から下位組織まで、いろいろな段階の組織が存在しており、ある土地の地片をとってみた場合、いくつかのレベルの社会集団組織あるいはその集団組織の代表の権利が、重層的に、すなわち重なり合った形で存在することが特徴といえる。

このような土地に対する個々人の権利が共同体に属することによって成立している土地制度を共同体的土地保有制度と呼ぶことにしたい。²⁾

土地保有の制度は、元来、人間と土地との包括的な関係から成立つものであり、社会的、経済的、政治的、宗教的な構造や、地域的な自然環境による規定と、歴史的条件による規定などの複合的な諸要因によって特定の土地保有形態が決定づけられ、表出させられたものである。この複合的な要因を重視して、D. ビーバイク (Biebayck) は次のようにいったのである。すなわち「社会組織、人口密度、農耕形態、および広義の経済活動の側面、さらに宗教や価値の体系、地理に関する独自の考え方、その集団が経験してきた歴史など」により、それは形成されるというのである。³⁾ サハラ以南のアフリカに一般的に存在している共同体的土地保有の制度は、まさにこのような複合性が顕著に見られる制度なのである。

共同体的土地保有を形容する言葉として、しばしば「伝統的」「慣習的」「土着的」という言葉が使われる。しかし伝統も慣習も、歴史的に作られてきたという観点を重視すれば、これらは厳密性に欠ける言葉である。この点で土着的というのが一番使い易い言葉なので、できるだけこれを使うことにするが、他の著作の引用の関係もあるので、上記の用語をすべて同意語として用いることにする。

フェダー (Feder) とノロンハ (Noronha) による論文「サハラ以南のアフリカにおける土地権利制度と農業発展」では、サハラ以南のアフリカ (以下アフリカと略する) の伝統的土地保有の特徴が次のように述べられている。⁴⁾

- (1) 最初に土地を開いた者が、他のより強力な権利の主張がない限り、その用益権を得る。あとからそこに用益権を設定しようとする者は、前者 (あるいはそのリネージの子孫) の許可を求めねばならなかった。明確なリネージのない社会では、許可は村の長から得なければならなかった。その場合の用益権は、この許可を求めた農民が、草分けリネージまたは当該村長の管轄地域に住み、原則的にはその権威を認める限りにおいてのみ継続した。
- (2) 土地が潤沢にあるときは、それを手に入れることは難しくなかった。よそ者の参入も普通のことであった。土地用益権は一度認められれば、遺産として子孫に残すことができた。
- (3) 土地を継続的に支配し、用益するための決定的要素は、耕作するに十分な人間 (労働力) を有することであった。
- (4) 一般的に使用されてきた土着技術のもとでは、土地は地代を生じるような経済的価値をほとんど持たなかった。

(5)このような土地利用のもとでは、ある者が作物を栽培するその同じ土地に、他の者が樹木に対する権利を有すること、あるいは農閑期や休閑期に牧畜民がその土地を利用することもあり得た。

以上のような土着的なアフリカの共同体的土地保有制度は、植民地期に始まり現代に至る大きな政治経済的な変動に見舞われ、変化してきている。ルニング（Lunning）は、次の4点を、変化をもたらす重要な要因としてあげている。まず第1に、近代医学の導入による死亡率の低下がもたらした急速な人口増加がある。第2に政府による換金作物ことに輸出向けの作物の奨励によって、多くの農民が自給農業にとどまらず、これら新作物を導入し、栽培技術の変化をもたらしたことがあげられる。第3としてインフラストラクチャーの開発、ことに道路建設が行なわれたことにより、人々の交通あるいは物資の流通が著しく進んだことがあった。第4に都市化が進み、大きな市場への接近度が高まったことがあげられる。⁵⁾ 以上の変化を具体的に表わすものとして、土地利用体系の変化がある。ルニングがあげていない他の要因としては、特定のヨーロッパ人入植地域で、原住民からの土地の収奪が行なわれ（南アフリカ、ジンバブエ、ケニア等）、アフリカ人農民の利用可能な土地面積を著しくせばめてしまったことを指摘しておかねばならない。

このような共同体的土地保有制度にもたらされた影響の最も顕著で一般的な傾向を一口で言い表わせれば、それは土地保有の個別化といってよいであろう。以前には一地片に、いくつかの社会組織の権利が重層的に存在していたのが、前述の変化の要因がもたらされたことによって未墾地が減少し、個別の土地を用益する世帯の権利が強化され、しだいに共同体の制約が弱まって個人の財産権が発生し、土地の質入れ、賃借などが行なわれるようになり、売買さえも行なわれるようになってきたのである。これにともなって共同体が保持していた土地の復帰権は消滅しつつある。

アフリカにおいて、一般的には、共同体的土地保有制度の存在が、共同体成員個々に土地を用益する権利を与えてきたことによって生存権を保証し、相続の際には大きな土地保有面積は細分化され、農地保有面積とその質とに大きな個別格差が生まれるのを防いできたといってもよいであろう。⁶⁾ しかしこの有利な側面が失なわれてしまった地域が急速に増えていることも事実であり、ことに近年は土地紛争が増え、少数者による土地の集積が大きな政治問題になってきている。こうして共同体的土地保有制度の持つ規範と土地保有の現実との乖離が、あまりにも大きくなりつつあることに危機感が高まり、土地制度改革が、多くのアフリカ諸国政府によって重要な課題になってきたのである。⁷⁾

アフリカの土地制度改革については、農業発展との関連からも現在の制度が大きな制約となっているのではないか、もし改革するとすれば、政府はいかなる法を制定すべきか、またもし特に制約となっていないのであれば、政府はどのような農業政策をとるべきか、といった問題が検討されている。これまでに明らかにされているいくつかの事例では、制約の有無について賛否両論に分れており、⁸⁾ なお具体的な多くの事例が提示され、検討されることが必要だとされている。⁹⁾

本論文はこのような課題を意識して、タンザニアの一農村における筆者自身の土地利用調査で明らかにされた実態に基づき、土地保有制度の現状把握と問題点を検討することを目的とする。

2. タンザニアの土地制度の変遷と地方行政

タンザニアの本土部、すなわちタンガニーカと呼ばれていた地域は、ドイツによって19世紀末に植民地化されたのであるが、ドイツ政府は1895年に帝国条令を制定して、すべての土地を王領地 (Herrenlos Kronland) とし、入植者に私的所有権 (イギリスのフリーホルドをほぼ同じ) または賃借権 (リースホルド) の形で譲渡できるようにした。しかし1905年から1907年にかけて原住民によるマジマジの反乱が起これば、ドイツ政府は方針を変え、アフリカ人小農民育成へと力点を移した。こうしてケニアやローデシアのようなヨーロッパ人入植型植民地の典型的な発展は、ここでは見られなかった。

第一次世界大戦後、タンガニーカは国際連盟のもとでイギリスの委任統治領となった。イギリス政府は、1923年に土地条令 (Land Ordinance) を制定し、これ以前に法的に譲渡された約100万エーカーにのぼる土地私有権を追認するとともに、それ以外のすべての土地を公有地 (Public Land) と名付け、植民地政府総督の管理下に置き、原住民の利益のために保持され管轄されるべきものとした。その際、原住民の法ならびに習慣を十分尊重するという項目も挿入されていたが、具体的にどうやってこれを守るかの点には法は何も触れておらず、南部高地のかなり広い土地が入植者に割譲されてしまった。しかし以上のような経緯で、タンガニーカの土地制度は、ヨーロッパ人入植を制限した西アフリカ型にむしろ近いものとなったのである。

1961年に独立したタンガニーカで、63年に2つの土地法が成立した。これによりそれまで入植者やプランテーション等に与えられていたフリーホルドの権利は期間99年のリースホルドに転換させられ、その土地には開発を義務づける条件が課せられた。さらに69年の土地法すなわち Government Leaseholds (Conversion to Rights of Occupancy) Act によりリースホルドの名も消滅し、代りに占有権 (Rights of Occupancy) という名のもとに、譲渡による土地保有も、アフリカ人の慣習的土地保有も一元化されることになった。両方の違いはといえば、譲渡による土地保有は測量され、登記されており、国家に借地料を払うのに対し、慣習的土地保有の方は、測量も登記もされておらず、借地料も払う必要がない、というものであった。慣習的土地保有とは、いわば共同体的土地保有制度の存続を、国家が追認したようなものであったといえる。¹⁰⁾

ザンジバルと1964年に合邦した後のタンザニアは、社会主義政策を採択する。まず1967年のアルーシャ宣言において、土地は水や鉱物その他の資源と共に国家に属するものと規定した。この宣言に基づき、国民の85パーセントが住むといわれる農村部における社会主義化の戦略として、政府は「ウジャマー村政策」を推進した。これは「村」(Kijiji) という末端の行政区を創設し、人口密度の低い散居制の居住形態を持った地域で集村化を進め、その場所に共同井戸、小学校、診療所などを集中的につくるようにし、同時に村の行政機構を整備して、村を新しい共同体とす

る土地保有の制度をつくらうとするものであった。そのウジャマー村には、第2段階として共同農場の創設がうたわれていた。¹¹⁾

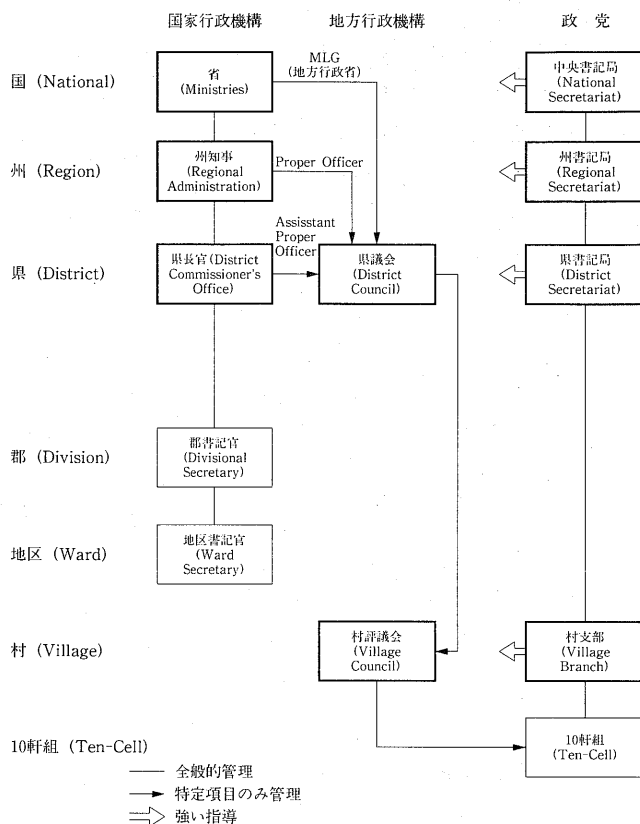
これにより伝統的に個々人に土地を配分する権利を持っていた長老会議や首長、村長などに代って、村評議会（Village Council）が土地分配の任にあたり、土地の処分や復帰を管理する責任を与えられた。個々の世帯は村ごとに登録され、村評議会の決定により占有する土地を配分され、これを用役するという制度が創設されたのである。かくして散居制の地域では1974年の時期を中心に農家の集村への大移動が行なわれたが、それまでにすでに人口密度が高く、移動による新村建設のための空地のない地域では、既存の行政区分の他に新しい末端組織としての「村」を整備するだけに終った、ともかくも、こうして1970年代末には、全国に8000を越す「村」が登録をすませたのである。

ウジャマー村政策は、土地政策という側面からいえば、機能が劣化した慣習法的共同体に代えて、新しく創設した「村」共同体に土地管理をまかせ、それまで進展していた土地の個別化に一定の制約を課して、農民層分解を抑え、土地喪失者階級の発生を防いで、村民全員の生存権の保障を狙ったものであった。また農業発展を促進するため、個々の農民への土地担保による融資制度を創設する代りに、村を一つの協同組合として連帯保証による融資制度を創設するといった発展への指向も内包するものであった。しかしこのタンザニアのウジャマー村政策は、あまりにも拙速に過ぎ、農耕体系の実態を無視し、強制執行による農民管理であったため、農業生産の減退と流通機能の低下をもたらした。共同農場創設の失敗は早くから政府によって認められ、その強制は停止されたが、村が農産物集荷の責任を負い、農家融資の連帯責任を負うという制度の失敗については、1980年代なかばに国家財政が危機に類したことによって、ようやくその欠陥が認識され、軌道修正が行なわれたのであった。

これまでに見た、社会主義政策下における村落をめぐる機構改革は、タンザニア国家の地方行政の把握という側面を検討せずには理解できないであろう。政治的にはタンザニアは、独立直後より1993年まで法定による一党制制度を保ってきたが、独立直後のTANU（タンガニーカ・アフリカ人・民族同盟）や、それが名称を代えた1977年以後のCCM（革命党）の組織は、農村部では政府の機構と一体化していた。タンガニーカ独立直後の1962年に、植民地の地方行政機構を担ってきた首長の地位は廃止され、新たに、州（スワヒリ語で **Mkoa**、英語で *Region*）、県（*Wilaya, District*）、郡（*Tarafa, Division*）、地区（*Kata, Ward*）と呼ばれる地方行政機構ができ、公務員による国家の支配体制を整備したきたのであった。しかし、いわゆる官僚としての人材を独立までに育てていかなかったタンガニーカでは、公務員の急速な増強の必要性にせまられる一方で、住民による下からの開発努力を盛り上げるためのエージェントとして、政党の役割を位置づける必要があった。この官僚・政党間の連携を保つために、地方行政の各レベルの長は、政党の党員でなければならない、各レベルにおかれた政党支部の事務局長の位置を占めるように任命されたのである。

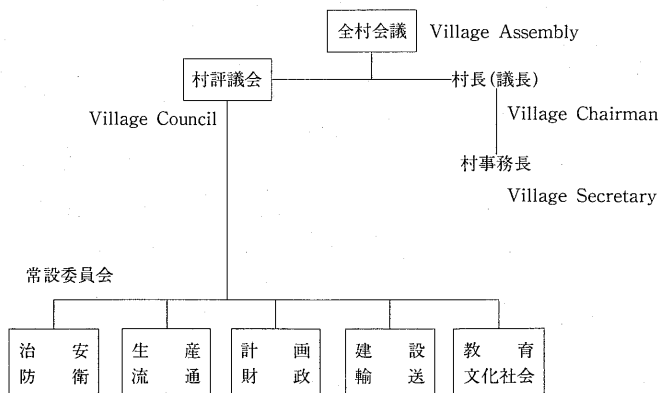
（第1図参照）

第1図 中央・地方行政と政党の関係 (1991年)



(出所) J. Semboja; O. Therkildsen, *Handbook on District Level Administration in Tanzania*, Dar es Salaam, Ministry of Regional Administration and Local Government, 1991, p. 49. を修正して採録。
吉田昌夫「タンザニアにおける国家セクター」原口武彦編『転換期アフリカの政治経済』アジア経済研究所1993年, 146ページ。

第2図 タンザニアの村行政制度 (1991年)



このような地方行政機構に、新しく「村」（スワヒリ語で **Kijiji**、英語で **Village**）が加えられたのであった。村の行政組織は、党中央からの指令で、全国すべて同じ制度となるように定められた。これを図示すれば、第2図のようになる。

村の登録は、70年代初め頃から、行政措置の上では進んでいたが、法律上は、1975年の「村およびウジャマー村法（Village and Ujamaa Village Act）」の制定によって始めて整備された。この法の細則（Subsidiary Legislation）が村の占有の土地について、村評議会（Village Council）を土地配分の権利を持つ主体であると定めたのである。しかしウジャマー村政策そのものの変遷に従って、同法は制定後わずか7年にして、1982年の地方行政法（Local Government (District Authorities) Act of 1982）によって代替されている。村を占有権の配分主体としたといっても、実際には村全体の土地の測量はもとより、村内の各世帯の土地の測量もされていないのが通常なので、旧来の慣習法上の土地配分とそれほど変りはなく、とくに集村化を行なわなかった地域では、慣習が守られてきたというのが実状であった。しかし1987年になって、タンザニア政府は、国内のすべての村の境界線を測量し、土地利用状況の測定、権利確定、登録を5年以内に行なうというプログラムを決定した。¹²⁾ この決定は、これまでの政府の多くの計画発表と同じく、ほんの僅かの地域で実行されたに過ぎず、1991年6月までに、全国の8471の登録村のうち1836村、すなわち22%が測量され、そのうちの1303村（全体の15%）が登録手続中で、さらに183村（全体の2%）のみが登録終了という有様であった。¹³⁾

以上のような土地制度修正に関するタンザニア政府の焦燥感が、1991年1月の、ムウニニ大統領による「土地問題調査委員会」の任命の背後にあったのである。ダルエスサラーム大学法学部教授のイッサ・シヴジ（Issa Shivji）を委員長とする同調査委員会は、報告書を1992年11月に政府に提出したが、タンザニア政府は、1994年9月の時点に至っても、同報告書に対する公式の意見を発表していない。¹⁴⁾ このことは政府の思惑とは異なる結論を同調査委員会が出したということであったのかも知れない。

3. 北パレ山地の一農村——ンドルウェ村

以上のようなタンザニアの土地政策の変遷の中で、ミクロレベルに眼を移し、一農村を選んで、この間にどのような土地利用および土地保有制度に関する変化があったかを検討してみたい。選んだ村はキリマンジャロ州ムワンガ（Mwanga）県、ウサンギ（Usangi）郡、チョンブ（Chombu）地区に位置するンドルウェ（Ndorwe）村である。（図3，4，5，6参照）

キリマンジャロ州は、タンザニアの最大の輸出品であるコーヒーの主産地の1つであり、ことに質のよいアラビカ種のコーヒーを小農民が生産している地域である。このため国内で市場経済が最も早く浸透した地域であった。

コーヒー栽培に従事している農民としては、キリマンジャロ山（標高5895メートル）の麓に住むチャガ人が有名であるが、40～100キロ離れたところにある北パレおよび南パレ山地でも、小

さい規模ではあるが、1920年代よりコーヒーが栽培されてきている。この地域の住民はパレ人と呼ばれているが、これは外部者に名付けられた名で、自らはアス（Asu、複数ヴァス Vasu）と呼んでいる。I. K. キマンボ（Kimambo）によれば、彼らの先祖はケニアのタイタ山地とタンザニア内のングル山地から、それぞれ別々に13世紀ごろ、現在の北パレ山地と南パレ山地に移住してきたと考えられる。¹⁵⁾ これにキリマンジャロ山からチャガ人、平原を放牧するマサイ人（厳密にはその分派のクワヴィ人）、ウサンバラ山地からサンバー人などが入ってきて、現在パレと呼ばれる部族が形成された。また北パレ山間部からは少なくとも1000年前に製造された土器が発掘されていることから、以前は別の原住民（多分狩猟民）が住んでいたと考えられる。¹⁶⁾ パレという名前は、もともとはタイタから来た灌漑技術に秀れた1つのクランの名（Wampare）で、他所の者には南パレにある一つの峯の名でもあった。しかし峯の名は多分そこに多く住むクランの人々を意味しており、しだいに部族全体をパレと呼ぶようになったと考えられる。¹⁷⁾

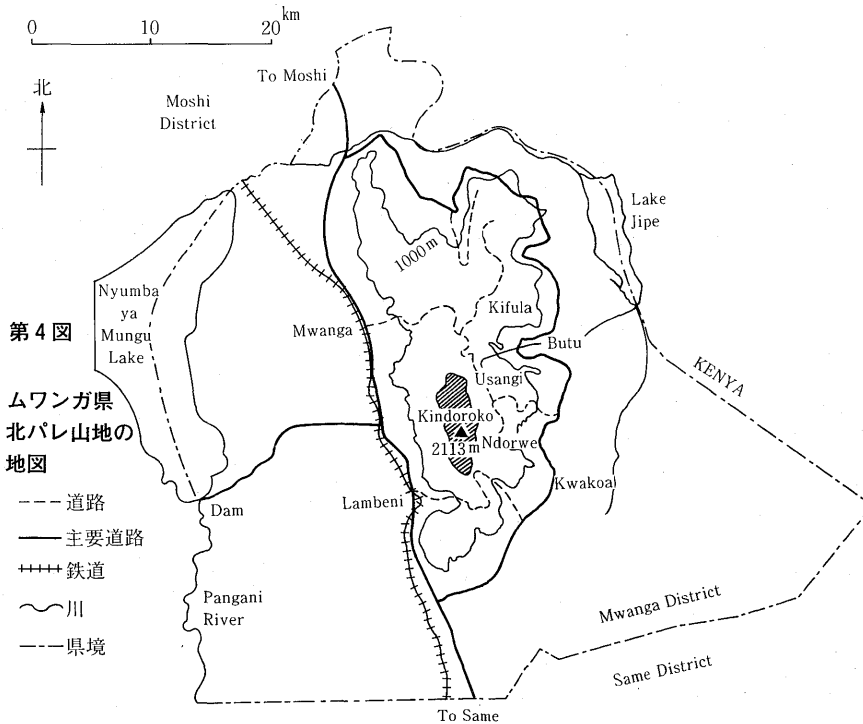
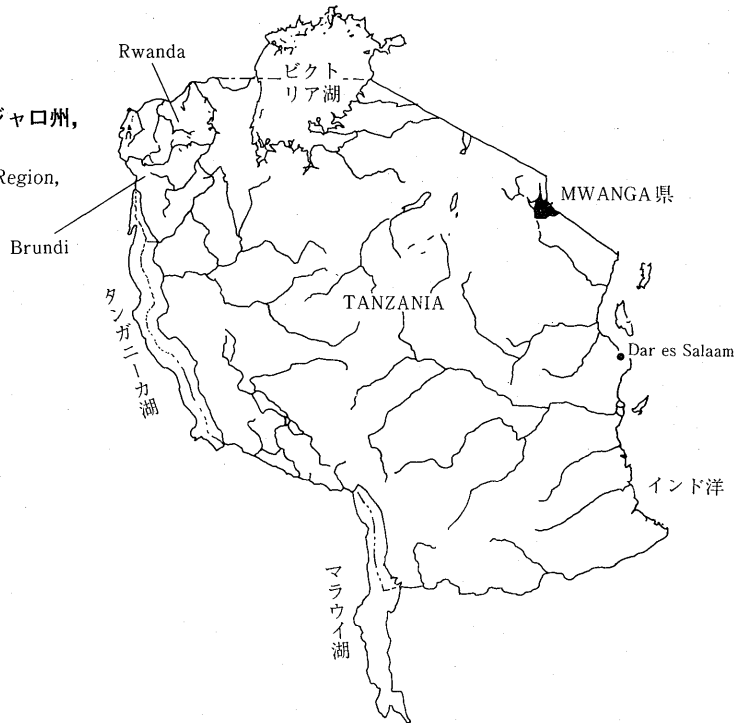
パレの人々は山間部に来てからもしばしば移住をくり返し、異なる出自の者の混住が進んだ。

パレの人々は、北パレ、中パレ、南パレの3つの山脈の山間部に住むことを好んだが、これは山地の方が雨量が豊かで涼しく、野獣を避け、またマサイ族の襲撃を避けることができたからである。これに比べて低地のサバンナは、スワヒリ語でタンバラレ（Tambarare）と呼ばれ、乾燥が激しく暑いため、ある種類の作物耕作はできても居住には適さないと考えられていた。規模の小さい中パレには居住する人は少く、北パレと南パレの人口密度は急速に増えていった。ドイツによる植民地時代は、北パレはモシ県に、南パレはタンガ県に属し、パレという行政区域はなかったが、イギリスの統治下にパレ県が設けられ、間接統治方式により北パレにウグウェノとウサンギの2首長領、南パレにサメ、チョメ、スジ、ムバガ、ゴンジャ、マンバ、ヘダルの7首長領ができた。この9首長領がまとまってパレ原住民行政機構（Native Administration）を構成したため、パレという部族としての一体感は強まった。それまではパレというまとまりは、ほとんどパレ語（Chasu スワヒリ語では Kipare）という言語のみであったといってもよく、それもウグウェノだけは独自のグウェノ語（Kigweno）を使っていたのである。県庁は南パレの街道沿いのサメにあった。

独立後にキリマンジャロ州ができた時も、パレ県はそのまゝ一体として存続したが、1979年に北パレはムワンガ県、中パレと南パレはサメ県と、新しい名前の2県に分けられ、低地の街道沿いのムワンガ（Mwanga）にも県庁がおかれた。

北パレ山脈は全長約40kmで、最高峯はキンドロコ山（標高2113m）である。ムワンガから山の上に登る自動車の通る道路は、1920年代にパレの人々が共同労働（Mutharagambo）で建設したもので、パレ人の自助努力の大きさを伝える語り草となっている。標高840mのムワンガから自動車で約30分の砂利道を行って屋根に出た所がキクウェニ（Kikweni）で、ウグエノとウサンギへの分岐点である。この少し手前の高度1150mあたりからコーヒーを栽培する農家が見えてくる。分岐点を右へ行き、屋根道をさらに30分ほど行くと、店の並んだ集落に出るが、こゝが郡庁のあるウサンギで、初級裁判所、郵便局、病院、マーケットなどがある賑やかな所である。モシから

第3図
タンザニアにおけるキリマンジャロ州、
ムワンガ県の位置
(Mwanga District, Kilimanjaro Region,
TANZANIA)



来るバスは、こゝが終点である。

ウサング郡に属する各村の世帯数および人口は次のごとくである。(第1表参照)

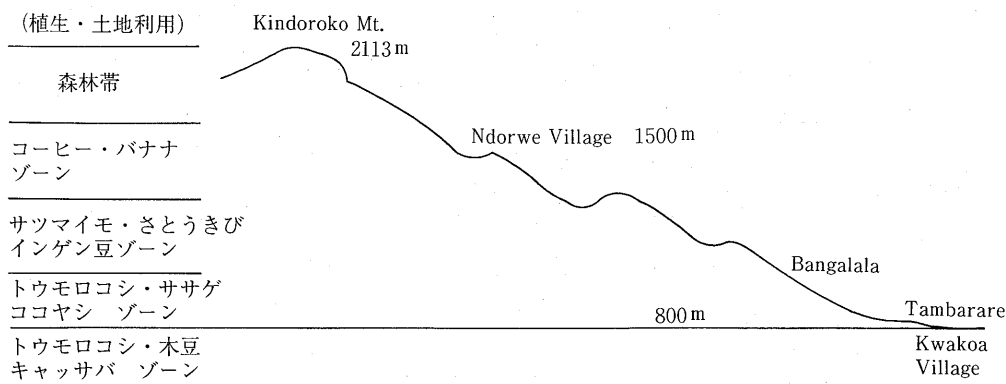
第1表 Usangi 郡の世帯数と人口 1988年

Ward (区)	Village (村)	世帯数	人口	男女比率 (女性100人に対する男性の数)
Kighare	Kighare	290	1551	78.3
	Ndanda	316	2049	83.9
	Kirongaya	198	1113	72.3
	Kilaweni	322	1663	86.6
Kirongwe	Lomwe	252	1369	97.0
	Kiriche	195	1017	81.9
	Mbore	297	1662	87.6
	Vuagha	143	810	86.6
Chomvu	Chomvu	289	1538	80.3
	Ndorwe	367	2223	88.4
	Kimbale	257	1421	78.5
	Mshewa	351	2231	83.2
Kwakoa	Toloha	306	1585	94.7
	Ngulu	229	1421	101.3
	Kwakoa	226	1241	92.4
	Kigonigoni	336	2482	119.3
Usangi 郡	計	4374	25376	88.8

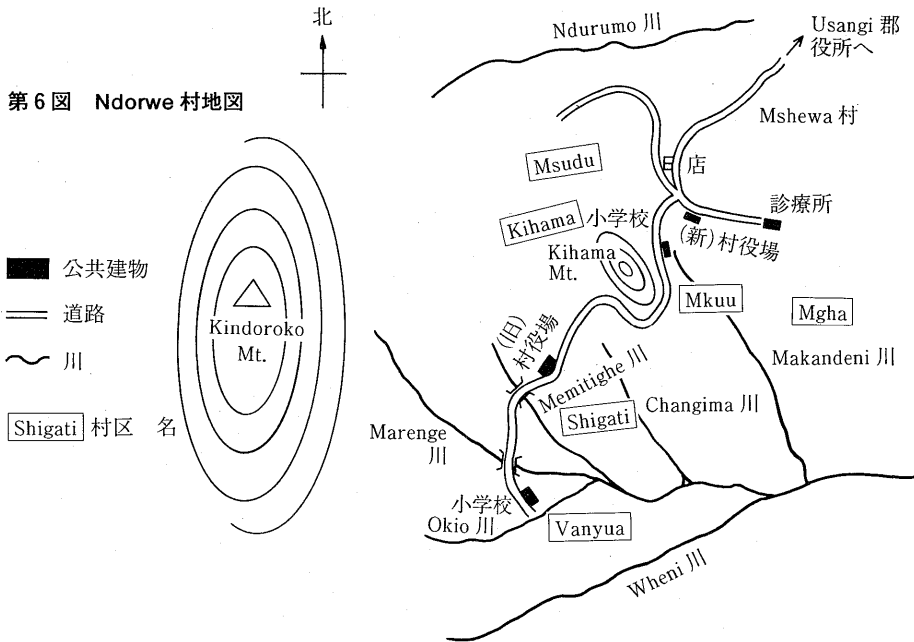
(出所) 筆者による Usangi Divisional Office での聴き取りおよび池野旬氏による Mwangi District Officeでの聴き取り 1991年8月

ウサングから野外マーケットの横を通り、キンドロコ山の方を見ると、その左手の屋根の凹みに診療所 (zahanati) が見える。こゝがンドルウェ (Ndorwe) 村の方角で、小型車のみが通れる急な道を行ったどんづまりがンドルウェ村なのである。村役場のある場所は標高1500mで、山脈はこゝでくびれたようになっており、村の東南面は急傾斜地で、そこにバナナとコーヒーの茂みに囲まれた農家が点在している。はるか下 (高度差800m) には、木が僅かしか生えていないよ

第5図 北パレ山地 断面図



うに見える平らなサバンナが、眼のとどく限り広がり、遠くにケニアのタイタ山地がある。ウサンギ郡には1984年に日本の援助により電気が引かれたが、ンドルウェ村にまではとどかず、今でも夜間は灯油ランプ生活である。



家と家の間にはバナナとコーヒーの茂みがある。このことは、各農家が軒を接しているという状態ではなく、通常50～100mの距離があるということである。家は4室くらいに分けられているのが普通で、床はなく通常土間のまゝである。寝るのは木製のベッドであるが、子供にはベッドがない場合も多いようである。一室は台所として使われるが、煮炊きをする場所は、アフリカで一般的な形として土間に3つの大きな石をおき、その上に土器か鉄製またはアルミ製のなべをかけ、焚木をくべる。焚木の火は炊事用であり、暖房用でもあり（7～8月の夜は4～5度にまで下る）、天井に貯蔵してある穀類の防虫の役割も果たす。

家の中あるいはこれに接続して牛小屋がある。パレの山間部では牛は必ず舎飼いにしており、餌となる草は、低地で刈って、女性が頭にのせて家まで持ってくる。水汲み、焚木拾いも女性の仕事であるが、水汲みは小川のどこから取ってもよいというものではなく、泉あるいは小川の特定箇所という決った場所がある。他に泉や小川を水源とする溜池（パレ語で ndiva）がいくつも存在し、そこから伝統的な素掘りの灌漑用水路が斜面の畑の間をぬって下手に延びている。

ンドルウェ村は、タンザニア政府のウジャマー村政策が1960年代末から始まり「村」という行政単位ができるまでは、ムシェワ（Mshewa）というサブ・ディヴィジョン（地区）の一部であった。ンドルウェ村が「村」として登録されたのは、1976年4月3日である。1983年にウサンギ郡

役所で聴き取り調査を行なった時に得た村の人口（1980～81年）は、262世帯で1614人ということであった。1988年の全国人口調査によれば、ンドルウェ村には367世帯があり、男が1043人、女が1180人で、合計2223人と増加している。1991年に同村の役場で行なった聴き取り調査では、世帯数330、男1102人、女1232人で、合計が2334人となっていた。



ンドルウェ村の景観（下部に灌漑水路が横切っているのが見える）

同年に村評議会議員は15名で、役職による議員は村長と村事務長である。CCM党が全村世帯を10軒組に組織しており、29名の10軒組長（mabalози）がいた。そのうちの4名は女性であった。宗教はほとんど全員がイスラム教徒に（少くとも名目上は）なっており、キリスト教信者は9世帯のみであると10軒組長の1人がいっていた。¹⁸⁾ ただし伝統的な宗教は今でも社会の基層として生き延びており、共同体の一体性を保つ役割を果たしている。

ンドルウェ村の住民のクランに関しては、サンギの者（Wasangi）が圧倒的に多いが、他の多くのクランの者も混住しており、Wakwizu, Wagweno, Wasuya, Walacha, Wagalla, Wavungi, Wachomvu, Wakindi, Wazirai の人々が認められた。伝統的にパレ人は父系の単系血縁集団の親属組織を持ち、クラン（mbari, スワヒリ語で ukoo）のもとに、リネージ（lukolo）を形成する。



ンドルウェ村からサバンナを見下す（遠くに見えるのはケニアのタイタ山脈）

家族はイブンバ（ibumba）またはムジ（muзи）と呼ばれ、三世代ほどの深度の親属集団が近所に住むことが多い。北パレでは、ウグウェノだけは強大な首長（Mangi）を持つ政治組織をつくったが、南パレはクランが分立し、リネージを代表する長老の会議（Wagosi wa Njama）が大きな決定力を持ち、首長（Mfumwa）は儀礼上の祭司としての役割が主で、とくに雨乞いや厄病除け

に能力がある者が成るとされていた。¹⁹⁾ 北パレのウサンギはちょうどウグウェノと南パレの中間の形態であったと考えられ、首長は南パレの場合と同じくムフムワと呼ばれたが、南パレから19世紀に侵入したムバガ・クランと北パレの住民サンギ・クランが交互に首長をたて、タンガニーカの独立直後の1962年に首長制が廃止されるまで権力争いが続いた。ウサンギの最後の首長シャバニ・ムテンゲティ（Shabani Mtengeti）が1993年8月に死去した時は、私はちょうどンドルウェ村で調査中であったが、ウサンギ全域の重要人物がみなンドルウェ村にある神聖な森の中にこもって、数日間儀式が行なわれていた。ちょうどその時激しい雨が降ってきたが、村の人はこれを「木々が声をあげている」と表現していた。

4. ンドルウェ村の農業

筆者は、前後4回ンドルウェ村を調査で訪れている。最初の訪問は、1983年8月にアジア経済研究所の「アフリカにおける中間技術の形成基盤と経済開発」研究会の現地調査で、ウサンギ郡に約10日間滞在し、伝統的技術の代表例として、土器作りおよび溜池灌漑水路を見て廻った時である。²⁰⁾ この時に訪れた8カ村のうちの1つがンドルウェ村であった。

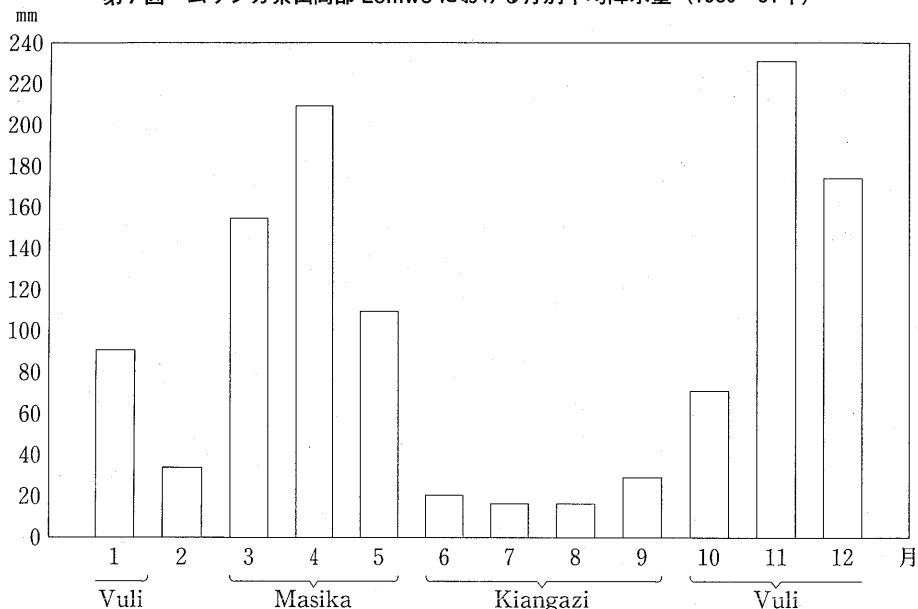
次に同村の調査を行なったのは、それから8年過ぎた1991年8月のことである。この調査は、文部省の科研費による「社会・経済的諸条件の変化に対するアフリカ小農の反応」研究（代表者、高梨和紘慶応義塾大学教授）の一環として行なわれた。この時は、アジア経済研究所の海外調査員としてダルエスサラームに滞在中であった池野旬氏と共にウサンギ郡に入り、池野氏の調査対象村であったムシェワ村の隣のンドルウェ村が、伝統的灌漑組織を調査するのに、最も適した調査地であると判断して、調査対象に選んだ。この村を訪れた時、ちょうど当時マレンゲ・チニ（Marenge Chini）水利組織の水番であるムヒディニ・サイディ（Mhidini Saidi）氏と会ったのがきっかけで、彼の家に宿泊して調査することができるという幸運にも恵まれた。この時も10日ほど調査期間があったため、村内のすべての溜池と主要水路を観察し、村民のリストは手に入れられなかったが、マレンゲ・チニ水利組織のメンバーリストを手に入れることができ、村内の農業の概要をつかむことができた。

第3回目の調査は、中部大学の海外特別研究費を得て、1993年8月に1週間の日程で、主として農業と土地利用についての調査を行なった。この際にタンザニア科学技術委員会より与えられた調査許可が、93年8月から94年8月までとなっていたので、翌94年8月にも現地調査を行い、第3回目の時と同じ調査助手のRichard Thadei君と共に、ンドルウェ村に住み込んで、20世帯の農家について、詳細なインタビュー調査を行なった。

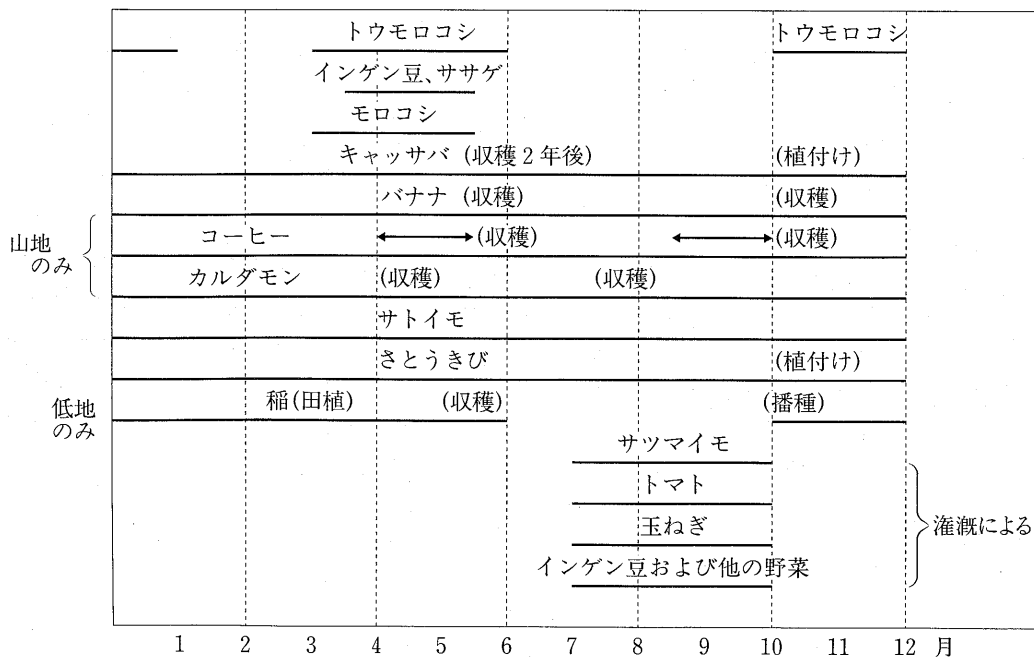
以上のような現地調査の結果、ウサンギ郡の中でも一番山奥のンドルウェ村に関して、その農業の現状と土地保有制度のミクロレベルでの変容の状況が、かなりの程度判ってきた。こゝでは、まず農業の現状についてみてみたい。

農業生産に決定的な影響を与えるのは、降水量とその季節的分布である。第7図は、ンドルウェ

第7図 ムワンガ県山間部 Lomwe における月別平均降水量 (1980~91年)



第8図 ムワンガ県山間部の農事暦



(出所) ウサング郡役所における聴き取り

村には近いロムウェ村にある Lomwe Secondary School で観測された、1980年から91年までの平均降水量を月別に見たものである。北部タンザニアの場合、一年に2回の雨季があり、3～5月が大雨季で、これをスワヒリ語で Masika と呼ぶ。11～12月は小雨季で、これは Vuli と呼ばれるが、実は Vuli の方が Masika より降水量が大きい年が多い。ただし Vuli の雨は不安定で、ほとんど降らなかった年があったりする。6月から10月中旬までは乾季で、スワヒリ語で Kiangazi、バレ語で Chamazi（南バレ）あるいは Chambombe（北バレ）と呼ばれる。

農作業は主として雨期に行なわれる。雨季が到来する直前に畑の耕起作業を行なっており、雨期の到来を待って播種を行ない、雨季の最中に作物が育っていく時に草取りを行なう。雨季が終わって乾季がやってくれば、収穫の時期となる。これは単年作物の場合であるが、永年作物となると、収穫までに2～3年かかる場合が多い。バナナ、キャッサバ、さとうきびなどがこれにあたる。換金作物として1920年代に導入されたコーヒーや70年代に導入されたカルダモンなどは、植付けしてから4年ほどたつてようやく実を結ぶようになる。しかしその後は毎年、年2回の収穫ができるようになる。



山間部の農業 地表を覆うサツマイモとバナナ、キャッサバの混作

バレの山間部で、北バレでも南バレでも灌漑農業が発達したのは、この年2回の雨季に行なう天水農業の他に、その間にある乾季にも灌漑によって農業生産を可能にするためであった。この集約的な農業生産活動により年3回の収穫が可能になり、急速に増大する山間部の人口に食料を供給し、これを養うことができるようになったのである。灌漑作でとくに重要なのは、サツマイモであって、これは1910年代にバレ地方に初めて導入されたものであるが、30年代にその作付が急速に伸び、バレ人の主食の一部を構成する重要な食料作物となった。ことにサツマイモは、そのつるが地表を覆うことによって、斜面の畑の土壌流出を防ぐ、有用な作物となっている。

第8図はムワンガ県山間部の一般的な農事暦を示したものであるが、ンドルウェ村の場合もこれにあてはまる。また第2表は、農務省による1993年の大雨季と、93/94年の小雨季の作付面積および推定生産量を、ンドルウェ村について作物別に見たものである。1993/94年の小雨季は降水量が極端に少なかったため、この小雨季の数字は平年作をはるかに下まわるものであったと思われる。

バレの人々の主食として最も重要な食物はマカンデ（スワヒリ語 makande、バレ語ではキシユ

第2表 ンドルウェ村の1993年大雨季と1993/94年小雨季の農作物作付面積と推定生産量

作物名	1993年大雨季		1993/94年小雨季	
	作付面積	推定生産量	作付面積	推定生産量
	ha	トン	ha	トン
トウモロコシ	288	360	80	56
インゲン豆	288	288	20	14
モロコシ	20	12	—	—
キャッサバ	20	280	5	15
サツマイモ	15	86	10	30
バナナ	n.a.	n.a.	6	120
サトイモ	n.a.	n.a.	3	9
サトウキビ	n.a.	n.a.	20	40
カルダモン	n.a.	n.a.	5	0.2
トマト	n.a.	n.a.	1	1
キャベツ	n.a.	n.a.	1	1
タマネギ	n.a.	n.a.	0.5	0.2
菜類	n.a.	n.a.	0.2	0.1

(出所) ムワンガ県農務事務所

File No.ST/MON/RP/VOLⅢ

Staff Monthly Report

クリ kishukuri) であろう。これはトウモロコシの荒挽きとインゲン豆 (maharagwe) をまぜ、ココナツミルクを入れて煮たもので、豆の色で肌色になっている。この主食に、副食として牛肉、羊肉、鶏肉などの肉か魚を実とし、トマトと玉ねぎ、塩で味つけをしたシチュー (mchuzi) をそえたものが最も一般的な食事となる。主食はテーブルの中央におかれた大皿に盛られ、これを皆が囲む。主食を各自が右手でとり、各自の容器に分けられたシチューにこれをつけて食べる。

マカンデの他によく食べられる主食は、インゲン豆と混ぜたバナナ (kishumba)、サツマイモ、サトイモなどで、同じようにココナツミルクで煮たものである。米とかトウモロコシ粉を練ったウガリ (ugali) などは、低地のタンバラレでは最も重要な主食となるが、山間部では多くの主食の一つに過ぎないようだ。

飲物としては、常に食事と共にとるのは紅茶である。イスラム教徒でありながら、酒を飲む習慣は失われておらず、さとうきびのしぼり液を発酵させてつくるデンゲルア (dengelua) という名の酒を、村内の多くの農民がつくっている。デンゲルアを入れた土器はムブタ (mbuta) と呼ばれ、色々な用途があり、例えば借地のお礼 (一種の借料であるが、ほんとおしるし程度) として、地主に毎年納められている。

アラビカ種のコーヒーがパレ人によって栽培されるようになったのは、I. N. キマンボ教授によれば1920年代で、キリマンジャロ原住民栽培者協会 (KNPA) の有力なメンバーとして、パレ人も入っていた。しかしこの協会がイギリスの植民地政府によって改組され、キリマンジャロ原住民協同組合連合会 (KNCU) となった時、パレ人はこの連合会から排除され、チャガ人のみの組織となってしまった。イギリス植民地政府がパレ人のコーヒー栽培を抑制する政策をとり始めた裏には、コーヒーよりもむしろ低地における綿作を奨励しようとした事情があったと見られ

る。²¹⁾

しかしそれにもかかわらず、バレ人は山間部におけるコーヒー栽培をやめなかった。これは現金収入源としては、何といてもコーヒーは最ももうかる作物であったのと、家のまわりにバナナと混作し、家畜のふん（samadi）を堆肥としてやることによって、容易に生産性を高めることができたからである。ウサンギ郡の中では、ンドルウェ村は、隣のムシェワ村と並んで、最も大きいコーヒー生産量を誇る村となっている。

第3表は、1990/91年度（10月～9月）における農民ごとの出荷規模を、キンドロコ農村協同組合（Kindoroko Rural Cooperative Society この組合は Vuasu Cooperative Union に属する単協）の帳簿をもとに表わしたものである。

第3表 ンドルウェ村コーヒー出荷量と出荷額および出荷量階層別 農家数 1990/91年度

出荷量階層	農家数	出荷量 kg	出荷額シリング	一農家当り平均出荷額 シリング
500kg以上	1	767	118,885	118,885
400～499kg	1	489	75,795	75,795
300～399kg	5	1,827	283,185	56,637
200～299kg	9	2,005	310,775	34,531
100～199kg	20	2,921	452,755	22,638
50～99kg	30	2,063	319,765	10,659
25～49kg	36	1,339	207,545	5,765
10～24kg	23	365	56,575	2,460
5～9kg	18	129	19,995	1,111
4kg以下	16	40	6,200	388
計	159	11,945	1,851,475	11,644

注 1990/91年度の生産者価格は1kg当り155シリング

（出所）Kindoroko Rural Cooperative Society のファイルより作成

この表によれば、1990/91年度のンドルウェ村のコーヒー生産者159名中、全コーヒー生産量の1,945kgの42.6%は16名の農民が占めており、大規模農家に生産が片寄っていることが判る。²²⁾ただし、筆者の知っているコーヒー生産者の名前が、協同組合の出荷者リストに載っていないところから見て、実際には大規模生産者と見られる者が、近所の農家の生産分も集めて、自らの名前で出荷している可能性がある。いずれにしても、全農家数の半数近くの農家はコーヒーの木を保有しており、その平均出荷量は75kgと、非常に零細である。バレ農民は収穫したコーヒーの赤い実（チェリー）を庭先で、手動式のパルピング機を使って一次加工（果肉剥離）し、金網の上で天日に干して乾燥させ、パーチメント（parchment）の状態にして出荷する。

1980年代に入って、コーヒーの世界市場価格が下落し続けたことと、構造調整政策の結果、農薬の価格補助金などが全廃されたことにより、生産量は一時よりかなり落ちている。とくに農薬の値段が高く、また品薄で手に入り難いことから、CBDなどのコーヒー樹の病気が蔓延している。農家が今一番力を入れている換金作物は、デンゲルアの原料になるさとうきびなのである。

労働の性別分業について、1993年の調査の際に質問したところ、次のような答が返ってきた。

女性のみが行なう仕事は、主として家事で、焚木拾い、水汲み、牛小屋の掃除、料理などである。男性のみが行なう農作業としては、休閑地の開墾、野獣の防除、コーヒー樹の枝の剪定、農薬散布などがあり、他の農作業は、すべて男性と女性が共同で行なう。牛の世話に関しては、えさにする草刈りは男性も女性も行なうが、畜舎の掃除と乳しぼりは女性の仕事である。しかし妻が病気の時などは夫がこの双方とも行なうことが多い。牛を外につれ出すのは男性、とくに男の子の仕事である。牛を売る決定は必ず男性が行なっている。

家族労働を補なうものとしての相互扶助労働の形態には *vuimi* と *vikwa* の2種類がある。*vuimi* は家の建築作業とか農作業、また女性のお産の時の手助けなどで、手が足りない人が近所の者（村区 *kitongoji* 内の範囲）に知らせて手助けしてもらう。この方式は特定の仕事を依頼する形をとり、助けに来てくれた者には依頼者が酒や食事をふるまう。*vikwa* は日本でいう「ゆい」と同じで、農繁期の耕起作業などの手間返しの労働である。これは最大でも7人ほどの互いによく知り合っている者同志が行ない順番に各自の畑をめぐる共同労働である。²³⁾

村全体の共同労働としては、先に述べた *mtharagambo* がある。これは大勢が大勢のために行なう共同労働で、道路修理、溜池や灌漑水路（バレ語で *mivongo* または *sasi* スワヒリ語では *mifereji*）の修理、泥さらえ、など、現在でもンドルウェ村では月に何日かは行なわれている。村のすべての世帯はこの日に出役しなければならないが、長老会議（*kamati ya Vinguri*）に属するようになった老人はこの義務を免除（村の大工も免除）されている。出役の時に欠席した者には罰金が課せられ、1993年にはンドルウェ村では1回につき500シリング、調査助手の Richard Thadei の故郷の中バレでは山羊一匹を支払わねばならないとのことであった。

5. ンドルウェの土地利用形態と土地保有

東アフリカの山間農業の大きな特徴は、作物の種類や栽培方法が、その耕地の存在する高度によって、大きな差異を見せているということである。前掲の第5図はンドルウェ村における高度に対応した土地利用の形態を見たものである。

ンドルウェ村を横断する自動車走行可能な山道は、海拔高度1500m附近をほぼ水平に通っている。農家はこの道より下約300m、上約100mあたりに多く点在している。また店舗が3～4軒並ぶマカンデニのところから北へ入ったあたりにも農家が点在しているが、これも同様な高度のところにある。ちょうどこの農家が見られる1200～1600mの地帯が、いわゆるコーヒー・バナナゾーン（地帯）で、家屋はバナナの茂みに囲まれ、そのすぐ外側には通常コーヒーが植えられており、さらに最近植え付けられたカルダモンも見られ、このコーヒー畑にもバナナや、カシア等の薪用の樹木が混在している。この畑には家屋の中または接続している家畜小屋で飼われている牛などの糞を有機肥料として与えている。またこのゾーンにもさとうきびや乾期作のサツマイモなどが、急斜面に植えられている。

コーヒー・バナナゾーンより高い部分、ことにキンドロコ山頂をとりまく地域は原生林に覆わ

れ、山腹を流れ下る多くの小河川の水源となっている。

コーヒー・バナナゾーンのすぐ下は、高度1000mぐらいまで、さとうきび、インゲン豆、サトイモ、その他野菜類が作付される。この高度ではコーヒーは見られない。伝統的に食料作物が、灌漑水の助けにより栽培されているのが、この地帯であるといってよい。この地帯をサツマイモ・さとうきび・インゲン豆ゾーンと呼ぼう。次の低い700~1000mの地帯は、降水量がずっと少くなり、温度も高く、野獣の害が多く、出作り小屋として簡単に草で屋根を作った小屋が見られるようになる。溪谷を流れ下る川はこのあたりで合流し、地形の傾斜は緩やかになる。ンドルウェ村のこの附近にはバンガララ (Bangalala) の名がつけられている。ここはトウモロコシ・ササゲ・ココヤシゾーンとでも呼んでよい地帯であるが、川の近くしか耕地化されておらず、ほとんどはやぶの状態である。またこのゾーンで、灌漑水を利用してトマトや種々の豆などの換金用と思われる野菜を栽培しているのが見られる。これらの野菜類は、主に毎週1日づつ、場所によって日を違えて開かれる屋外マーケットで売られる。

最後に地平線まではてしなく広がるサバンナの平野部（タンバラレ）がある。こゝは高度約700~800mで、ンドルウェ村の下では、クワコア (Kwakoa) 村に属する区域となっている。しかしンドルウェ村の農民はほとんど、今まで述べたゾーンのそれぞれに畑を持ち、さらにタンバラレにも畑を持っている。こゝは人口密度が非常に低く、最近住居も建ち始めたが、まだフロンティアといった感じの場所で、農民は今でも広い土地を利用できる。タンバラレはかなり乾燥していて（年平均降水量は400~700mm）、旱魃に強いキャッサバや木豆 (pigeon pea) などが見られ、雨期作としてトウモロコシが盛んに作付されており、地形が平坦なので、最近トラクター賃耕などが行なわれ、大きな面積の耕作を可能にしている。この地帯を、トウモロコシ・木豆・キャッサバゾーンと呼んでもよいであろう。ココヤシは乾期にはほとんど水がなくなる小河川沿いなどに見られるが、水が比較的豊富で乾期にも流れている川沿いでは、灌漑作でキャベツや玉ねぎなどの野菜栽培や、あぜで囲まれた小規模の田圃で稲作が行なわれている。さらにタンバラレで刈り取る草は山の上まで運ばれ、牛舎で飼われている牛の飼料になる

パレ山間農村の特徴として、このような高度の差に対応して作付けている農作物が異なるのが見られるのであるが、各世帯が通常これらのいくつかのゾーンに地片を保有し耕作していることが重要である。これによって各世帯は自給用として異なる食料作物を収穫でき、栄養分ひいては食生活をそれだけ豊かにできると同時に、旱魃などによる被害をある程度軽減することができるのである。

土地保有制度については、第2章に述べたようにタンザニアの全ての土地は国有地であると同時に、慣習的な土地占有権 (Right of Occupancy) を農民が持つことを国家が認めている。このような形で共同体的土地保有制度の存続がンドルウェ村においても見られるのである。パレの人達は、土地の種類を一般に二つに分類して呼ぶことが多い。一つは山間部にある土地でキサカ (Kisaka) と呼ばれる。コーヒー・バナナゾーンとサツマイモ・さとうきび・インゲン豆ゾーンのほとんど全域が現在キサカになっている。キサカは個々の世帯が、その属するリネージの保有

する土地の一部を配分され占有するようになった土地で、代々相続されてきたために、特定の地片に対する占有者の個別的権利が非常に強くなっているという特徴がある。このような強い個別的権利は、長年の土地占有期間に、定着して労働投下を行ない、家屋をはじめ、コーヒー、バナナなどの永年作物を植えるなど、土地に資産としての意味合いが付加されるようになって生じたものである。キサカは、キリマンジャロ山の中腹に住むチャガ人のキハンバ（Kihamba）と呼ばれる土地と同じ性格のものと考えてよい。キサカは個別的権利が強くなって貸借の対象にもいるが、もともと共同体に属する土地であるから、売買するには共同体の成員間のみに限られるか、他の者への譲渡に関しては共同体員全員の合意が必要となるという社会的規制が存在しているのである。

もう一つの種類の土地は、タンバラレに存在するシャンバ（Shamba）である。この地帯は乾燥が激しく、遊牧にはよいが農耕にはあまり適していない。酷暑の地であること、マラリアの害があること、植民地化以前はマサイ人の襲撃に常におびやかされていたことなどから、パレ人には居住の場所とは考えられておらず、出作りによる雨季の農耕と草刈り場としか考えられていない地帯であった。²⁴⁾ しかし人口増加や換金作物栽培の進展などにより、タンバラレはキサカに住むパレ人にとって外縁的に発展できる唯一の土地余剰地帯となり、トウモロコシ生産が盛んになって畑が増えていった。さらには若年層が土地配分を受けられるフロンティア地帯として、この地に家屋を構える者も増えてきたのである。

この2種類ともに、パレ人が土地の用益権を得る手段として、4つの方法があると考えられる。第1に未利用地ないしは既利用地で移出などにより利用が停止され共同体に復帰した土地の配分にあずかる方法、第2に相続により父親あるいは他の親族から土地を得る方法、第3に土地を借りる方法（質入れの土地を使用することも含まれる）、第4に売買による方法（これはキサカについては少なく、存在する場合でも請け戻しの権利がついているなど、種々の制限があると見られる）である。

次に、キサカについて、パレ人の間に灌漑水路より上の土地と下の土地という土地という区別があるという興味深い指摘が、R. W. Tenga によりなされている。灌漑水路より上の土地は、Mvongo Ugu と呼ばれ、この土地は天水農業のみに使われる（とくに小雨季が重要）。水路より下側の土地は Mvongo ishi と呼ばれ、灌漑を利用できるという利点があるために価値が高く、サツマイモ、さとうきび、バナナなどを植える土地となっている。²⁵⁾

以上に見たような個々の世帯に配分された土地の外に、共同体の全員が利用できる土地があった。森林地からは人々が薪を取り、また家屋の建築の際に必要な材木を取った。またある森林はクランの祭儀用の目的のために使われるため神聖な場所とされたが、この森林は通常高い位置にあって泉や川の源流部となっていた。すべてのクラン、あるいはリネージが特定の森をもち、そこで成人式などが行なわれた。²⁶⁾

共同体的土地保有制度という言葉からは、大変閉鎖的な集団によって管理されている土地というイメージが持たれるかも知れない。しかし実際にはかなり外に開かれた共同体が存在していた

のである。例えばあるクランの土地領域に、そのクランに属さない人々も土地の配分を受けられる柔軟な仕組みが存在した。まずこのような場合、他所者を擬似的にクランのメンバーにするのである。それは他所者がそのクランの長となっている者に面会し、酒の入った土器ムブタ (mbuta) をさし出すことによって始まる。そのクランの長は酒を受け取った後、他所者を受け入れるかどうか決める。通常、長老に受け入れられ易くするため、他所者はこのクランのメンバーの1人に頼んで、彼が問題を起すことのないよい成員になるという推薦をしてもらう。もしこの者がメンバーとして受け入れられたなら、クランの長が自らこの者に土地を配分するか、リネージの長に對し、この者に土地を分かち与えるように指示するかする。²⁷⁾ このような手続きを経て、他所者が共同体の成員となることがしばしば行なわれたのである。

6. 面接調査による農家20世帯のプロフィール

これまでに述べたンドルウェ村の土地利用形態と土地保有の一般的な事情が、農家レベルにどのように表われてきているか、その現状をより詳しく把握し、さらに土地保有制の変容過程を検証するため、農家20世帯を選んで面接調査を行なった。

1991年の調査時に、ンドルウェ村全世帯のリストを手に入れようとしたが、村役場でそのようなリストとして書かれたものは存在しないといわれ、これを母集団としたランダムサンプリングによる農家選定は不可能となった。代りに私を自宅に宿泊させてくれたムヒディニ・サイディが、マレンゲ・チニ (Marenge Chini) という水利組織の水番であったため、彼からこの水利組織に属する全メンバー56人のリストを得ることができた。この56人の中から、できるだけ広い範囲に住居をかまえる20人を選んで欲しいと、ムヒディニと、彼の住む村区 (村内の字「あざ」のようなもので Kitongoji と呼ばれる) の長、および10軒組長の1人、の3名に依頼し、その結果選定された農民一人一人に、彼らの自宅で筆者が直接面接し、聴き取り調査を行うことができた (1994年8月)。このような選定方法をとったので、標本の調査結果として得た数字などを使って、全体を推計することはできない。またこの農民たちが村の平均的農民であるとするのも正確にいえばできず、どちらかという上層の方に片寄っていると見られる。しかし村全体を歩きまわって見た結果、家の構えや雇用労働の有無、所有する農具や家畜の数などから、この全員が村の代表的な農民であるといってもさしつかえないと考える。

この選定農家の説明に入る前に、まずンドルウェ村の水利組織について簡単な説明をしておきたい。

第4章でもふれたように、この村では伝統的水利組織が今でも立派に機能している。

このパレの水利組織については、筆者はすでに「アフリカにおける農業水利の伝統的技術」と題する論文で、主要な特徴を報告してあるが、²⁸⁾ 簡単にこれを紹介すると、山地の上部に、泉や小川を水源とする小規模の溜池が数多く見られ、そのあるものは100年以上も昔につくられたといわれている。このパレ語でンディバ (Ndiva) と呼ばれる溜池には必ず1人の水番 (Kiongozi

wa Mfereji) がおかれ、この水番が、利用者への水配分を司り、維持管理のための労働参加を呼びかける。ンディバの水門は雨期には開かれているが、乾期には水門の栓（木枝およびバナナ幹皮で作られたストッパー）を所持する水番によって閉められる。ンディバは小さいので（通常縦幅10m、横幅6mくらいの楕円形で深さ2mほどであるが、もっと小さいものも多い）約



水を溜めた状態のンディバ 1993年8月

一昼夜で満水となり、水番が栓を開けると、水は勢よく水路（地面を鋤て掘った簡単なもの）を流れ下り、前もって日程を定められた農民の畑に達する。

もともと用水組織は、クランあるいはリネージなどの親族組織であり、各ンディバの名前には、メンバーの祖先であり、ンディバを最初に建設した者の名をつける場合が多かった。水番には通常年配者で、信望の厚い、村人に関する知識の深い者が選ばれる。水番になるということは大変名誉のあることとされるが、恒常的な職務給与に類するものは何もない。彼は他の者と同様、農民である。

水の絶対量の少なさや、水路の通水能力の小ささから、水の配分は農家を順番に廻る、いわゆる番水とならざるを得ない。通常その順番により1単位6時間の水が1世帯に与えられるが、畑の面積の大小により、その時間が伸縮される。水番はメンバーの全員が水を得られるように注意を払い、希望日を調整して、どの農家には何日の午前、午後、あるいは夜間に水を廻すと通告する。その定められた時間以外に水を使ったことを発見された時は、規則に従って罰を受ける（通常山羊一匹をさし出す）。こゝで重要なことは、水の配分順番は、最も下流にある者から始めるという規範があることである。これは水路の末端まで水が通らなければいけないことを意味し、水路全体を整備しておく必要があるということである。水路と取水堰あるいはンディバの修理、維持管理はメンバーが水番の呼びかけに従って出役（mtharagambo）をおこなう。このような出役は、毎年雨期が終って乾期の利用が始まる直前におこなう。

前に述べたごとく、バレにおける過去200年ほどの住民移動は大変活発で、ある特定クランがつくった水路の近辺に、他クランの人たちが移住してきて混住することが多かった。このような他クランの人たちにも、水路からの水利用権が与えられ。やがて用水組織のメンバーになることが許された。

村内の一農民から聞いたところによれば、新たにメンバーになりたい者は、溜池委員会（Kamati

ya Ndiva) に水の配分を申し込み、その許可を受ける。その条件は申し込み者が社会に受け入れられる者であることで、1993年の調査時には貨幣経済がここにも浸透しており、入会金として1400シリングを支払うということであった。現金がなく、7日間働くことによって(日当は200シリングが普通とされていた)支払いの替りにした者もあったという。²⁹⁾

こうしてパレの用水組織は、クランやリネージの親族組織に基づくものから、地縁を基盤とした組織へと急速に変化した。1983年に行なった北パレ調査では、ンドルウェではないが、ウサング郡のいくつかの村で、水番ガンディバ建設にたずさわったクランとは別のクラン出身者であるのが認められた。³⁰⁾

ンドルウェ村には、4つの灌漑水利システムがあるといってよい。1991年の調査で判明したことであるが、高度の高い水源順に、(1)Mafingiro システム、(2)Mareng Juu システム、(3)Mareng Chini システム、(4)Kwa Vuye システム、が存在する。こゝでことわっておく必要があるが、農家は農地の地片を多く保有しているので、一農家が複数の水利システムを利用している場合がかなり存在する。また同様の事柄は、一農家の農地がンドルウェ村の複数の区、さらには他の村にまでまたがって存在することである。ンドルウェ村には、1994年に村行政の下部の単位として正式の定められた6つの区(Kitongoji)がある。その名称は、(1)Vanyua、(2)Shigati、(3)Kihama、(4)Mgha、(5)Mkuu、(6)Msudu となっている。³¹⁾ 農地が他の村に多く存在するのは、ンドルウェ村から東麓を下ったタンバラレにあるクワコア(Kwakoa)村である。このように山地部(ムリマニ)と平地部(タンバラレ)が別の行政区別に属するようになってしまったのは、1970年代の村組織整備の際の境界線の引き方が、実態を十分考慮に入れず、他の理由を優先(例えば自動車交通の便)したためと思われる。

次に面接を行なった20世帯について、各世帯で目立った点をあげてみよう。その際世帯主の年齢と何クランに属するかを必ず付記することとする。

農家Aの世帯主のクランはムラチャ(Mlacha 単数型、以下同様に表示)であり、年齢は聞き出せなかったが、見かけからほぼ45才と推定できる。ほとんどすべての点で典型的農家であると思われる。山間部の土地が少ないのでタンバラレに2地片の配分を受けており、他の1地片は借地(1エーカー)で、借料(mbuta)として砂糖1kgを貸し手に毎年差し出している。また川べりの草を刈って売っている。

農家Bの世帯主(72才)のクランはムサンギで、彼は村中のンディバの維持責任者であると紹介された。1962~80年の期間は村の道路維持責任者であった。この責任者の選抜は村の文化・教育常設委員会(Kamati ya Utamaduni)が指名し、住民投票によって決められる。彼の長男はすでに42才であるが同居しており、子供11人のうち3人はアルーシャ、1人はモロゴロに住む。

農家Cの世帯主(67才)のクランもムサンギで、現在CCM党の村支部委員をつとめ、10軒組長(Mbalози)である。以前は村の調停委員会(Baraza la Usuluhishi)の5人メンバーの1人であった。現在はこの委員会は4ヵ村にまたがるチョンブ地区レベルにおかれるようになったので、委員ではなくなったが、彼が村の有力者であることには変りはない。マレンゲ・ジュウ水利組織の

水番。

農家Dの世帯主（ムサンギ）は95才という高齢者だと伝えられたが、このくらいの高齢になると、ほとんど推定の域を出ない。典型的な三世代家族で、事実上彼の息子の1人が世帯主のようなものである。これを反映して地片も数多く保有している。

農家Eの世帯主（63才、ムサンギ）もかなり高齢者であるが、ここにもまだ彼の父母が存命しており、孫もいるので四世代家族となる。山間部の地片の1つは薪を取るための樹林地である。

農家Fの世帯者（60才ムサンギ）は、8人の子（息子4人、娘4人）がいたが皆家から出て行っており、モシで職人となっている息子の嫁と孫1人が自分の妻と共に同居している。借地は1地片あり、さとうきびからつくられる酒デンゲルアを石油罐分、借料として貸主に毎年とどけている。

農家Gの世帯主（ムサンギ）は、まだ42才なのに10人の子供があり、うち7人と同居している。山間部に2地片を借り、それぞれデンゲルア1罐づつ贈っている。またタンバラレのクワコア村により低地に4エーカーの地片を配分されたが、まだ耕やしていない。村民の求めに応じて樹木の伐採も行なっている。

農家Hの世帯主（74才）はムクウィズ（Mkwizu）で、11人という多くの子がいたが、今は誰も同居せず、妻と2人で生活している。11人の子のうち4人は死亡、息子1人はンドルウェ村も属しているチョンブ地区の農業普及員（Bwana Shamba）になり、近所に近代的な家を建てて（コンクリート造り）住んでいる。あとの2人の息子はタンガ州で、1人は先生、もう1人は農業をやっている。4人の娘は結婚している。彼はマフィンギロ・ンディバの水番で、村の文化・教育常設委員会の議長となっており、1991年の調査の折は、マフィンギロ水利系の水路をくまなく案内してくれた。話の面白いおじさんで、10軒組長、村評議会のメンバーである。

農家Iの世帯主（42才、ムクウィズ）は、村の青年同盟の書記と、診療所委員会のメンバーである。2人の妻を持っており、第1夫人は同居していて3人の子がある。第2夫人は少し離れた所に住み5人の子供と共に住む。彼はいわゆる呪医（Mganga）である。呪術師という言葉は誤解を招き易いので、祈祷師あるいは伝統医といった方が実態に近い。彼の家を訪問した時、呪術に使う道具がたくさん置いてあったので、恐る恐るその写真を撮らせてもらえないか、と頼んだら簡単に許可してくれ、ひょうたん製の容器のふたを取って中味を見せてくれた。それは薬草を煮つめて蜂蜜とまぜた濃褐色のどろりとした液体であった。さらに彼は家の近くの道端にある、道をおおうように突き出た岩の下に礼拝所につれていってくれた。この礼拝所はドラセナ（現地名 Isae）の緑色の葉の灌木で囲まれ、奥には小さな人形がおいてあった。（写真参照）これはムブンギ（Mpungi）と呼ばれ、リネージの祖先の墓所で、伝統的な祖先崇拝の祭儀を行なう場所であるようだ。³²⁾ 筆者が驚いたのは、全くの部外者である筆者に、このような呪術用具や祭儀の場所を、いともたやすく見せてくれた、その開放性であった。

なおこの農家は、土地をかなり多く保有しているのみならず、家畜も多く、鋤などの農具も多く所有しており、また近代的投入財としての農薬も使用していた。また円筒型の本をくり抜いて



祖先の墓所ムブンギ（Mpungi）

作る、ムジンガ（mzinga）と呼ばれる蜂蜜を取るための巣も10個ほど所有していた。

農家Jの世帯主（58才、ムサンギ）は子供5人を持つが、うち3人の男の子と同居しており、男の子1人（18才）はアルーシャにおり、娘1人は結婚して出ている。同居している男の子2人は双生児であるが、バレの古い伝統では、双生児は正常でないと見なされ、その1人あるいは2人と

も生まれてすぐ秘かに殺されたという。³³⁾ この世帯は共同労働も雇用労働も使っており、共同労働の方は耕起作業をしてもらって、働いた者には食事とデンゲ酒をふるまった。雇用労働は、叢林を払って開墾する作業および草取りに使い、1人1日当り300シリングを支払った。

農家Kの世帯主（42才、ムサンギ）はまだ大きい子を持っていないので、妻と子5人と同居している。彼も耕起作業に共同労働を使ったことがあるが、それは1991年のことであった。蜂の巣は12個と多く持っている。

農家Lの世帯主（67才、ムサンギ）は村の有力者の老人（Mzee）の1人で、村で最大のコーヒー生産者である。村評議会議員で、CCM党の地区支部メンバーで、キンドロコ農業協同組合のメンバーである（農協の組合員は、既出の他の農民にも多いが、必ずしも全員から聴きとりをしていないので記述していない）。また村の全灌漑水路についての相談役にもなっている。妻はもと2人であったが1人は離縁、現在は1人の妻と2人だけで住んでいる。子供は9人いたが、娘の方は全員結婚、男の子は4人で、ダルエスサラームで職人をしている1人を含み、全員外に出ている。聴きとりに訪問した時は家の増築のため地面の地ならしを共同労働に頼んでおり、自らも働いていた。

農家Mの世帯主（44才、ムサンギ）は、CCM党の村支部書記、チョンブ地区委員会代表、村の文化・教育常設委員会書記、村のシガティ区書記、非公式組織の長老会議（Kamati ya Vingili）の書記などを兼務し、村の行政の御目付け役ともいうべき活動を行なっているダイナミックな個性の若手の農民である。以前は靴屋をやっていた。現在の妻は後妻で、1993年には子供は娘3人に小さな男の子1人であったが、1994年8月の調査の時は、1月前に生まれたばかりの女の子が加わっていた。長女はこの時モシに裁縫見習いに出ていた。

彼の話によれば、村の4つの常設委員会のうち、文化・教育委員会のみが活動しており、あとの3つは休止状態だという。1991年に彼から村のすべてのンディバと水路の名前を聴きとった時

に、これらは彼らの輝かしい伝統文化であるので、その維持管理は村の文化・教育委員会が責任を持つべきである、という強い意見を持っていた。(村の行政組織は第2図参照)

農家Nの世帯主は、32才の寡婦である。夫は1989年に52才で死亡した。子供は5人いるが娘の1人はすでに結婚し、4人が同居している。1994年に訪れた時、男の子1人はまだ1才くらいであったが、再婚したとは聞かなかった。

この農家は、山間部に夫が相続していた土地(家のまわり)3エーカーの1地片とタンバラレに1エーカーの土地しか占有していない。これでは食べていけないので、山間部に0.75エーカーの土地を借りているが借料はまだ払っていない。伝統的なパレの慣習では女性には土地の相続権はないが、彼女の場合どうなるのであろうか。彼女によれば、1994年の大雨季は雨が少くて、主食のトウモロコシが全滅したという。この農家には牛もいなかったが、食いつなぐために売ってしまったのだろうか。この点は解明できなかった。

自己の農地からの作物だけでは自給できないので、彼女自身が他の農家のために働き、除草とインゲン豆の収穫に雇われている。また低地で牛の飼料のための草を刈って、他の農家に売っている。このように20世帯の選定農家の中で、この寡婦の農家の経済的な厳しさが、一番印象に残った。

農家Oの世帯主(35才、ムサンギ)は農業もやっているが、それ以上に村の大工として稼いでいる。妻1人と子4人の全員が家に住む。自分の家のまわりの1エーカーの土地の半分は相続により得たが、他の半分は借地で、借料は年に現金1100シリングを払っている。これも mbuta と呼んでいた。面接のために彼の家に立ち寄った時も、彼は家の前で材木にかななをかけていた。村の普請のために働く時は、彼はただ働き、そのかわり共同労働(mtharagambo)はしなくてよいそうだ。

彼が作る家具類は、ベッド、テーブル、いす、戸棚、ドア、屋根などで、ある場合は注文で作り、ある場合はタンバラレのクワコア村にある Mgigili という所で毎火曜日に開かれる屋外マーケットで売りに出される。彼の所有する大工道具は、のこぎり6、かなな1、かなづち1(よく盗まれる)、砥石となっている。板は彼自身が手伝い人と共に丸木をのこぎりですくってつくる。樹木も彼の土地に植わっているという。

農家Pの世帯主(51才、ムサンギ)は、Qの世帯主の兄で、1994年8月現在マレンゲ・チニの水利組織の水番を継いでいる。彼は2人の妻を持ち、子供16人、さらに離縁した妻に2人の子がいて、総数18人の子を持つが、同居している子は14人である。子たくさんなので相続した農地だけでは足りず、山間部に2エーカー、1エーカー、0.5エーカーの3地片、タンバラレに1.5エーカーの農地を借りている。このうち山間部の2エーカーと1エーカーの土地各々には借料として、大雨季が終わった時にデンゲ酒1缶づつさし出している。農業は近代的投入材を積極的に使用しており、種子はトウモロコシ、インゲン豆を購入(モロコシは政府の配布を受けた)、農薬はコーヒー、トウモロコシには収穫前に使い、インゲン豆には収穫後使ったという。また彼はパートタイムの商人でもある。コーヒー協同組合員で、村評議会議員である。

彼からマレンゲ・チニの水利系統の水の配分方法について、くわしく聴きとりを行なうことができた。それによれば、水番は季節ごとに作付けを行った全員の名前を知っている。まず水路の一番下の者から配分を始めることは規範通りに行なわれている。メンバー1人に日中6時間を割当てていくが、タンバラレの土地には夜中を割当てることがもある。作付けを行なった者の数が少なければ12時間を1人に割当てることがもある。ンディバの責任者は水番が要求した水の量を与えることになっているので、すべてのメンバーの名前を水番のように知っているわけではない。

もし水路がンディバからの水以外に、小川の水を導入した場合は、ンディバの責任者はこれに関して何ら関知しない。またタンバラレに住む住民は、川の下流部から取水する水利グループのメンバーにはなれるが、上流の水利グループのメンバーにはなれないという。これらの事実は、川からンディバにどれほどの水量を取水するかをめぐって、ンディバの責任者と水番との間に（もしこの二者が別人であれば）問題が起こり得るし、山間部と低地の住民間には、当然川からの取水量をめぐる争いが起こり得るであろうことを予期させる。ンディバの責任者と水路の水番が分化さつつあるのは初耳であった。

農民が水を得ることができるかどうか、どうやって知るのか、という質問に対しては、川の水の深さを見て知るのだという答えが返ってきた。タンバラレに関しては、川の水が少なくて干上っているのを見たら、作付けをやめるのだそうである。ンディバを今より大きくすることができれば、より大勢の農民をメンバーにすることができるので、それを望んでいると彼は述べた。

農家Qの世帯主（40才、ムサンギ）は1人の妻と6人の子供と共に住んでおり、10軒組長である。以前は大工であったが、今は1993年に村役場であった建物の一部を改造して雑貨店を開いている（女性1人を店番に雇っている）。この店の売上げがあるため、通常の村人（成年男女）は開発税（Kodi ya Maendeleo、英語でDevelopment Levyと呼ばれ、県が徴収する一種の人頭税）を年1000シリングを支払うのに対し、彼は年5000シリングを支払っている。

しかし彼が相続した土地は少いので、借地と購入により耕地を増やしている。家のまわりの1エーカーの土地も借地であるし、さらに3エーカーの土地を、後に示す農家Sより1986年に22,000シリングで購入している。さらにタンバラレに0.25エーカーの土地を1993年に10,000シリングで購入した。共同労働は使っておらず、雇用労働は1エーカーの農地の除草に使い、3200シリングを支払った。

農家Rの世帯主（72才、ムサンギ）は、4人子供がいたが、そのうちの娘さん1人と孫2人が妻と共に一緒に住んでいる。彼も借地を3地片保有している。3地片とも山間部にあるが、うち2エーカーの面積の1地片は現在モシ近くに住む人により借り、借料として収穫分の半分を渡しているが、これはこれまで見た借地料のうち最も高いものである。

農家Sの世帯主（54才、ムサンギ）は、妻1人、子7人であるが、娘1人は結婚して外へ出た。息子の1人は大工の見習いをしている。彼は村評議会議員で、また村のシガティ区の議長となっている。保有する土地の総面積は27エーカーにのぼり、調査農家中で最大、しかもその土地全部が相続により得たものである。しかし農家Sに土地一片を売っており、また見せてもらった地片

のいくつかは何も作付されていなかった。その理由として家族員が脱農するなど労働力が足りなくなり、耕作できなかったと推測できる。これは土地の共同体への復帰権が消滅した例と考えられ、同時に個別化が進展している事実を表わすものであろう。

農家Tの地帯主（50才、ムサンギ）は、調査期間中に在宅しておらず、彼の妻と面接し、聴き

第5表 ンドルウェ村20農家の土地保有状況

農家	世帯主 年令	世帯主を 含む同居 家族員数	土地 地片数	灌漑 グループ	保 有 土 地										
					Mlimani 地片数				面積 (エーカー)	Tambarare 地片数				面積 (エーカー)	面積計 (エーカー)
					相続	配分	借地	購入		相続	配分	借地	購入		
A	45 ⁽¹⁾	5	4	MC	1	0	0	0	8.0	0	2	1	0	5.0	11.0
B	72	9	11	K MC	10	0	0	0	20.0	1	0	0	0	0.25	20.25
C	67	5	8	MC K	4	2	0	0	10.0	0	0	2	0	2.0	12.0
D	95	10	12	MC MJ K	10 ⁽²⁾	0	0	0	18.25	0	2 ⁽²⁾	0	0	2.5	20.75
E	63	8	13	MC K	11	0	0	0	14.5	1	0	1	0	1.625	16.125
F	60	4	7	MC K	4	1	1	0	13.5	0	0	1	0	2.0	15.5
G	42	9	12	MC K	5	0	2	0	6.25	4	1	0	0	6.75	13.0
H	74	2	6	MF MC	5	1 ⁽³⁾	0	0	14.5	0	0	0	0	0	14.5
I	42	12	10	MF MC	7	0	0	0	14.0	3	0	0	0	2.75	16.75
J	58	5	12	MJ MC	7	0	0	0	6.0	5	0	0	0	2.875	8.875
K	42	7	13	MJ MC	7	0	0	0	8.0	6	0	0	0	5.25	13.25
L	67	2	13	MJ MC K	9	1	0	0	24.25	3	0	0	0	2.75	27.0
M	44	6	9	MC K	6	0	0	1	12.0	0	0	0	2	2.0	14.0
N	32 ^(F)	5	3	MC	1 ⁽⁴⁾	0	1	0	3.75	1	0	0	0	1.0	4.75
O	35	6	7 ⁽⁵⁾	MC K	6	0	1	0	9.75	0	0	0	0	0	9.75
P	51	17	8	MC K	3	0	3	0	7.0	1	0	1	0	9.5	16.5
Q	40	8	6	MC K	2	0	1	1	6.5	0	0	1	1	0.75	7.25
R	72	5	9	MC	4	0	3	0	10.0	2	0	0	0	1.25	11.25
S	54	8	8	MC K	6	0	0	0	26.0	2	0	0	0	1.0	27.0
T	50	6	12 ⁽⁵⁾	MJ MC MF	5	0	2	1	8.75	4	0	0	0	6.5	15.25
計		139	183		113	5	14	3	241.0	33	5	7	3	55.75	296.75
平均	(55.25)	(6.95)	(9.2)				(地片 の 10%)	(地片 の 2%)	(12.05)			(地片 の 15%)	(地片 の 6%)	(2.79)	(14.84)

注 (1)見かけより推定 (2)Mは相続、Tは配分と推定 (3)友よりもらう (4)夫が相続 (5)2地片は続き地

灌漑グループ MJ = Mareng Juu, MC = Mareng Chini

1 エーカーは0.4ha

MF = Mafingiro, K = Kwa Vuye

(出所) 筆者により1994年8月聴き取り

とりを行なった。妻1人、子7人を持つが、娘2人は外におり、男の子1人は死亡、現在は子供4人が共に住む。この農家も借地を2片保有し、うち1片は収穫物の1部を貸主に収め、（配分は不明）もう1片は酒（mbuta）が借料となっている。他に1片（1.5エーカー）の家のまわりの土地を農家Mの世帯主の父より買っている。雇用労働は2エーカーの土地の除草に使っており、うち1エーカーには3000シリング、他の1エーカーには4000シリングを支払った。

Tの世帯主は、モロゴロ附近で運輸業および商人としての活動を行っており、トラックを7台、トラクターを2台所有している。これだけ自動車を持っているということから、この農民は、むしろ運輸業者として位置づけた方が正確で、農業はほとんど妻と同居の子にまかせており、自身はむしろ資本家として地元から離れて活動している。送金の有無は判らなかった。³⁴⁾

第5表と第6表は、以上の20世帯の農家の家族員数、土地保有の状況、家畜所有の状況、農具所有の状況、労働利用の状況などをまとめて見たものである。

第6表 ンドルウェ村20農家の農具、家畜所有状況と、生産投入財購入、労働雇用の有無

農家	複妻	農具所有数					家畜数				投入財購入の有無			共同労働を利用	雇用労働を利用
		くわ	山刀	おの	ナイフ	つるはし他 ⁽¹⁾	牛	山羊	羊	鶏	肥料	農薬	種子		
A		2	2	1	0	0	0	0	0	6				(前に)家づくり	
B		4	4	2	2	0	4	1	1	6			○		
C		3	2	1	0	1	2	0	2	4			○	家のため地ならし	大工
D		2	2	1	2	0	4	0	0	4			○	(前に)家づくり	
E		3	2	1	1	0	2	0	3	8			○		
F		4	4	2	2	1	2	0	2	8					運搬、獣追い
G		5	3	2	3	3	2	0	0	10		○			除草
H		2	2	1	4	2	2	0	0	4					
I	妻2人	10	4	3	5	11	5	7	3	37		○		収穫運搬	女中 除草
J		4	2	1	1	0	1	0	0	1		○			除草
K		4	2	1	2	12	2	0	1	6		○	○	1991年耕起	
L	以前2人(現在1人)	2	2	2	4	15	3	0	4	7(1あひる)		○	○	家のため地ならし	
M		3	2	1	2	3	5	0	3	4				〃	大工
N	本人は女性	2	1	1	1	0	0	0	0	1					自身が収穫に雇われる
O		3	3	1	2	8	2	0	0	6		○		除草	大工手伝い
P	妻2人	5	3	1	3	0	2	0	0	7		○	○	家建築	ドア製造
Q		2	2	1	2	4	2	0	0	8					1女性店番 1除草
R		3	2	1	3	1	3	2	0	4		○			
S		3	2	1	2	0	2	0	0	4					
T		6	2	2	3	9	6	0	0	8			○		除草
平均		3.6	2.4	1.35	2.2		2.55	0.5	0.95	7.15					

注 (1) その他農具には、シャベル、ハンマー、コーヒーパルパー、スプレヤー、トラック、トラクター、蜂巣、ノコギリ、カンナを含む。

(出所) 筆者により1994年8月聴き取り

7. 共同体的土地保有制度の村落における変容——地方行政改革下の土着社会

以上、北パレ農村調査を通じて、タンザニアにおける土地利用体系と土地保有制度の具体的な内容と機能が、かなりの程度を明らかになった。すなわち、農家の約半数が輸出向けの換金作物であるコーヒーを栽培していることに象徴されるように、貨幣経済に大きく巻き込まれながら、土着の慣習法に基づく共同体的土地保有制度を守り続けているということがまずあげられる。

しかしその土着社会の変容は、通常認識されている以上に大きなものであり、それは主として国家政策ことにウジャマー社会主義化のための地方行政改革という形で、上からの政府介入によりもたらされた。加えて近年の政策修正、すなわち経済自由化、複数政党制導入などが、農村の内部に新たな変動をもたらししている。政府による調整政策の含意は、伝統的な首長制とクランに基づく親族組織より成る共同体から、選挙という民主的手続きを経て選出される村行政制を持つ共同体へと転換をはかることにより、土地の個人所有権の発生に制限を加えつ、慣習法の近代化をはかる、というところにあった。だがこの政策は市場経済の及ぼす影響で試練にさらされている。

同時に社会経済的側面でも大きな変化が進行している。医療の発達などが幼児死亡率の低下をもたらし、人口が近年急速に増大してきたことにより、山間部の豊かな天然資源であるキハンバと呼ばれる土地の供給が限度に達し、若年層成員へのキハンバ配分に困難が生じている。彼らに配分可能とされる土地は、平野部タンバラレの乾燥の激しい場所（行政区域としては他村）に求めるしかなくなってきたのである。現在山間部に住む農民は平野部にも土地を保有する者が大部分であるが、若者が独立して土地を保有しようという場合は、キハンバの相続にあずかることがなければ、平野部の、気候条件の厳しい土地を求める以外にない。

しかし最近顕著に見られる、より大きな問題と思われるものは、若年労働力の村からの流出が増え、農業の労働力を老人のみに頼るようになり、生産が停滞していることである。これは土地不足という状況下で通常は余剰労働力が発生するはずであるが、そうではなく土地、労働力の両者の不足が同時に起っていることを意味する。

この問題を提示したのが、S. Maghimbi による最近の論文であるが、³⁵⁾ この点はンドルウェ村の私自身の調査でも認められたところである。本論文の6章で示した20世帯の農家プロフィールから、60才を越す老人夫婦が農作業の主幹労働力となっている世帯が多いことが判る。彼らはしばしば町へ出て働いている息子の妻、彼らの年少の子である孫たちと共に村内に住んでおり、扶養家族員数は多い。しかし農作業における雇用や共同労働の利用の有無を調べると、これらの形態の労働力をほとんど利用していない。調査世帯の土地保有面積は大きい、収穫に関する聞きとりでは、これに対応して大きいという印象は受けなかった（聞きとりで得た作物収穫量は一般にあまりにも不正確なので、第5表には出していない）。このことから彼らの土地のかかなりの部分が耕地とされずに残されている可能性がある。

若年層の村外流出の大きな原因は、北パレにおける中等教育機会の高さと、都市における中等

教育を受けた者の現金収入の相対的有利さである。ウサング郡だけでも2つの中等学校と1つの師範学校（Teacher Training College）があり、ムワンガ県さらには近くの都会であるモシ附近には多くの中等学校がある。中等学校を出なくても、若者たちは農村に比べて相対的に高い都市の所得を得ることにあこがれて、村を出て行くのである。しかし既婚者が都市で職を得た場合、最近の生活費の急騰で子供を養うのに困る場合が多くなってきた。かくて小さい子供は、村に住む祖父、祖母のところにあずけることがよく見られるのである。

低地（タンバラレ）にあるクワコア村などの住民を調査すれば、あるいは若年層が圧倒的に多いということになるかも知れない。しかしともかくも土地の有効利用という面から考えると、キサカに耕作放棄が増えるのは、好ましい状況だとはいえないであろう。若年層の者がある年令に達した時に帰農して来ることに備えた準備現象だとも考えられるが、共同体的土地保有制度の優利さといわれる、土地は用役することによって「保有する権利」が生ずるという原則は、この場合消滅してしまっている。共同労働を必要とする水利組織の維持管理にも困難が生ずるであろう。

ンドルウェ村の調査から判明した、土地の貸し借りの多さと借料の安さは、以上のような状況からよく説明できる。家族員数の時期的増減にともなう必要農地面積の変化は、借地という形をとって調整することが、共同体的土地保有制度のもとでも許されているが、それは共同体成員にその必要性が認められることが必要で、またその場合借り手は貸し手に借料（mbuta）を払うのが通例である。ンドルウェ村の場合1エーカーを借りるのに、毎年デンゲルア酒を1壺分を払う。これほど僅かの借料でよいということは、それが借地する権利を認めてもらったことに対するお礼の意味として払うということであって、とても1エーカー分の農地から得られるべき収入の何分の1かという経済計算から出てきたものとは考えられない。調査農民の1人が述べたように、タンバラレの土地でさえ、0.25エーカーを買うのに1万シリング（従って1エーカーで4万シリング）を1993年に支払わねばならなかった程なのである。このmbutaの性格から見ても、ンドルウェ村ではまだ共同体的土地保有の慣習が機能しているといえる。

しかし市場経済がこのンドルウェ村を包摂して行くに従って、借料も土地の使用から得られる経済価値を反映するようになり、高くなっていくことが予想される。すでに村のある農家は1地片の借地の貸主に、収穫物の半分を支払っているが、こうなると小作料といってもよいような性格を持つことになろう。しかしそれでも現在のような労働力不足の状態が続く限り、需給関係を反映してその小作料も低い水準にとどまり、共同体的思考の存続と相まって、慣習を崩すような強い力にはあまりならないであろう。

借地にmbutaを支払っている限り、借主はその土地の用益を続けるための強い権利を持っていることが、北パレ農村の調査の結果判明した。土地売買に関しては、キサカを売る場合には、クラン成員全員の承認が必要であるが、タンバラレの地片の場合は、もともと村が土地配分を行ったものなので、その保有者個人の決定で売却することができるという説明も受けた。調査農家でキサカの売買の事例が1つだけあったが、これは同一リネージの成員間であり、異なるクランに属する者の間の近代的な意味での売買は、まだ発生していないと思われる。

ンドルウェ村において土地紛争が起きた場合どのような手続きを経て処理されるのであろうか。以前は村に非公式の伝統的な調停会議 (Baraza la Usuluhishi) があり、村長、村事務長に長老3名を加えた5名がその委員となっていた。³⁶⁾ しかし1991年7月以降この委員会は村の上部行政区分である地区 (Kata) におかれることになり、行政上も明確に位置づけられて、名称も調停委員会 (Kamati ya Usuluhishi) となった。ンドルウェ村の属するチョンブ地区の同委員会の構成員は6名で、次の者より成る。

1. 委員長, 2. 書記, (以上の2名は県議会により地区住民の中から任命される) 3. チョンブ村代表, 4. ムシェワ村代表, 5. ンドルウェ村代表, 6. キンバレ村代表

この調停委員会で調停が成立しない場合は、その件は県の土地紛争裁判所 (Land Tribunal) に提出される。上告は土地・住宅・都市開発省 (Ministry of Lands, Housing, and Urban Development) に対して成される。

また土地紛争は、Kamati ya Usuluhishi から郡レベルに置かれた初級裁判所 (Primary Court) へ提出することもできる。初級裁判所には政府の裁判官が巡回して来て裁判が開かれ、民事と刑事の裁判がウサンギの法廷でなされる。この裁判の上告は県裁判所 (District Court), さらに高等裁判所 (High Court), 国家上告裁判所 (National Court of Appeal) と昇っていく。

Kamati ya Usuluhishi が地区レベルに設立されたので、村の住民により近い範囲で、事情をよく知る者が土地紛争を調停する必要が生まれ、村区 (kitongoji) レベルの調停委員会がンドルウェ村では1994年に発足している。構成員はシガティ区の場合、区長、区書記の他に6名から成り、うち2名は女性となっている。³⁷⁾

このように地方行政組織の最近の改訂により、村の中の区という単位が、慣習法の調停の機能を果す重要な役割を与えられるようになってきた。村全体の行政に関しても、複数政党制の導入と同時に制度調整が行なわれた。これまで村長は成年村民全員により選ばれてはいたが、CCM 党員でなければならず、事務長はCCM 党の任命する者となっていたものが、村長選挙には複数候補者が立ち得ることになり、村事務長は県議会の任命する者と制度上では変った。ただし実際には、ンドルウェ村では同じ人がその職務を続けている。村評議会に関しては、村の6つの区の長が職権議員として25名の評議員の中に加わることになった。

1992年に報告書を提出したシヴジ土地問題調査委員会は、ウジャマー村政策のもとで集村化が行なわれた場所では、慣習法により占有権が認められていた土地の権利が抹消させられたこと、新たに村により配分された土地の用役権と慣習法との間に権利の衝突が起きたことを指摘し、最近裁判が激増している事態を、大きな問題としてとらえている。³⁸⁾ そして以前のような占有権を個々の家族に与えることを法的に認知する方法として、全村会議による村民への占有権配分方式と、紛争調停機関としての長老会議 (Baraza la Wazee) の設置を提案している。³⁹⁾ 北パレのウサンギ郡では、上述のような集村化は行なわれず、慣習法による農民の占有権も消滅せずに存続しているためか、土地紛争の激増という現象は起っていない。従って土地制度改革に関する緊急的必要性という点では、あまりさしせまった問題として考えられていないことは、ンドルウェ

村において経験したところである。

現状においては、村の人口増加と、相対的に起る土地不足問題は、若年層の都市へ向う離村の傾向により緩和され、村内に残って農業を続けようとする者には、借地という形で土地不足を補う道が残されており、しかもその借地料は、通常土地1エーカーにつき、酒一壺を一年間に納めればよいというほど、経済的には安価である。この状態は、共同体的土地保有制度の規範がまだ残っているからこそ、実現されているわけであり、土地私有制が導入されれば、このような土地利用に関する均霑作用は起こらなくなる。そうした意味で、現行の共同体的土地保有制度が、農業発展に大きな桎梏となっているとは思われないのである。むしろ問題は、都市に移住した若年層の者に、都市において十分な雇用機会をつくり出すような経済発展を実現できるかどうかにかかっているように思われる。この場合、都市においてこそ住民の居住権が保障されるように、土地占有権の迅速な付与と登記がなされるよう、またその権利の流動化が進むように、土地保有制度が改革される必要があろう。

しかし農村部においては、土着社会に適合的なゆるやかな変容の方が、社会的な調整を可能にし、農業生産に大きな打撃を与えずに、技術的な進歩を導入させ易いことは、これまでのタンザニアの経験が指し示している。農村部においても、特定の家族が非農業部門で蓄積した富をもって農地を買い占めたりすること、若年層への土地供給の不均整や、離村による労働力不足が起ることなどの影響が、共同体的土地保有制度を長期的には崩していくことが考えられ、これらの問題や、また慣習法上は認められていなかった女性の土地占有権を認める問題⁴⁰⁾などに対処するため、制度の特定部分を手直しする必要があることは指摘しておかねば成らない。将来は土地測量や登記を個別化の方向で推進することを選ぶにしても、農民の現在保有している権利をできるだけ損なわないようにそれを進めるには、農村の共同体成員に備わっている隣人関係への関心と知識を利用せざるを得ない。今のタンザニアにとっては、シヴジ委員会報告書の大筋が指しているような、「慣習法の徐々の近代化」の方針が最も適切なのではないだろうか。

注

- 1) J. W. Bruce, "A Perspective on Indigenous Land Tenure Systems and Land Concentration", R. E. Downs and S. P. Reyna (eds.) *Land and Society in Contemporary Africa*, Hanover: University Press of New England, 1988, pp. 35~47.
- 2) 吉田昌夫, 「アフリカにおける土地保有制度の特質と農業社会の変容」, 吉田昌夫編, 『アフリカの農業と土地保有』, アジア経済研究所, 1975年を参照。
- 3) D. Biebayck, "Landholding and Social Organization", M. S. Herskovits and M. Harwitz, *Economic Transition in Africa*, Northwestern University Press, 1964, p. 99.
- 4) G. Feder and R. Noronha (1987). "Land Rights Systems and Agricultural Development in Sub-Saharan Africa", Research Observer (The World Bank) Vol. 2, No. 2. 邦訳『のびゆく農業』750号, 1987年。
- 5) 「同上論文」
- 6) Bruce 「前掲論文」 p.38.
- 7) Tanzanian Ministry of Lands, Housing and Urban Development, *Proceedings of the Arusha Workshop on*

- Land Policy*. August 27-29. 1991.; Tanzania, *Report of the Presidential Commission of Inquiry into Land Matters*. Vol. 1, Land Policy and Land Matters. Uppsala, SIAS, 1994. (以下、委員長の名をとり Shivji Report と略す) ; ウガンダの土地制度に関する National Workshop, 1990年および1993年 ; ガーナの PNDCL 152, Land Title Registration Law 1986年, 等。
- 8) 土地改革, とくに私有化の推進が農業発展に必要と考える論調は
- British Government, *East Africa Royal Commission 1953-1955 Report*, Cmd. 9475, London: HMSO, 1955.
- W. A. Lewis, *The Theory of Economic Growth*, London: George Allen & Unwin, 1955.
- P. T. Bauer and Yamey, B. S., *The Economics of Underdeveloped Countries*, London: Cambridge U. P., 1957.
- M. Yudelma, "Some Aspects on African Agricultural Development", E. A. G. Robinson (ed.) *Economic Development for Africa South of the Sahara*, London: Macmillan, 1964.
- E. S. Clayton, *Agrarian Development in Peasant Economies*, Oxford: Pergamon Press, 1964.
- V. C. Uchendu, *The Impact of Changing Agricultural Technology on African Land Tenure*, Rural Development Research Paper No. 94, Kampala: Makerere Institute. of Social Research, 1970.
- G. Feder and Noronha, R., "Land Rights Systems and Agricultural Development in Sub-Saharan Africa", *Research Observer* (World Bank), Vol. 2, No. 2, 1987.
- 慣習的土地制度が農業発展に制約となっていないという見解から, 制度改革の必要性に批判的な論調は,
- B. Brock, "Customary Land Tenure, Individualization, and African Development in Uganda", *East African Journal of Rural Development*, Vol. 2, No. 2, 1969.
- H. W. O. Okoth-Ogendo. "African Land Tenure Reform", J. Heyer, J. K. Maitha and Senga, W. M. (eds.) *Agricultural Development in Kenya: An Economic Assessment*, Nairobi: Oxford U. P., 1976.
- J. M. Cohen, "Land Tenure and Rural Development in Africa", H. Bates and Lofchie M. (eds.) *Agricultural Development in Africa: Issues of Public Policy*, New York: Praeger. 1980.
- P. Hill, *Development Economics on Trial*, Cambridge: Cambridge U. P., 1986.
- J. W. Bruce, "A Perspective on Indigenous Land Tenure Systems and Land Concentration", R.E. Downs and Reyna, S. P. (eds.) *Land and Society in Contemporary Africa*, Hanover, Univ. Press of New England, 1988.
- P. Shipton, "The Kenyan Land Tenure Reform: Misunderstandings in the Public Creation of a Private Property", 同上書。
- S. Migot-Adholla, et al. "Indigenous Land Rights Systems in Sub-Saharan Africa: A Constraint on Productivity?" *The World Bank Economic Review*, Vol. 5, No. 1 Jan. 1991.
- P. Shipton and Goheen, M., "Understanding African Land-holding: Power, Wealth and Meaning", *Africa*, Vol. 62, No. 3, 1992.; V. Stamm, "Non-commercial Systems of Land Allocation and Their Economic Implications: Evidence from Burkina Faso", *Journal of Modern African Studies*, Vol. 32, No. 4, 1994.
- T. C. Pinckney and Kimuyu, P. K., "Land Tenure Reform in East Africa: Good, Bad or Unimportant?" *Journal of African Economics*, Vol. 3, No. 1, April, 1994.
- 9) J. W. Bruce 「前掲論文」 pp.46～47
- 10) 吉田昌夫 「タンザニア土地政策史」 星昭編 『アフリカ植民地化と土地労働問題』 アジア経済研究所, 1973年を参照
- 11) 吉田昌夫, 「タンザニアにおける社会主義的農村開発政策と小農輸出経済」, 『経済研究』, 第30巻2号, 1979年4月。
- 12) *Arusha Workshop paper*, p. 25.
- 13) *Shivji Report*. p. 49.
- 14) ILO Dar Office, Research Officer, Christopher Lwoga 氏より1994年9月12日に聴き取り。なお政府は同報

告書提出の数日後に、Regulation of Land Tenure(Established Villages) Act of 1992 を制定して、集村化によって新たに配分された土地保有の権利が慣習的土地占有権と低触する場合は、後者の権利は消滅すると定めた。S. Coldham, "Land Tenure Reform in Tanzania: Legal Problems and Perspectives", *Journal of Modern african Studies*, Vol. 33, No. 2, 1995, p. 238.

- 15) I. N. Kimambo, *A Political History of the Pare of Tanzania c. 1500~1900*. Nairobi, EAPH., 1969. P. 39.
- 16) 「同上書」, pp.72~77。鉄器時代初期のパレ土器については、R. Soper, "Bantu Expansion into Eastern Africa: Archaeological Evidence", C. Ehret and M. Posnansky (eds.), *The Archaeological and Linguistic Reconstruction of African History*, Chapter II, Berkeley: Univ. of California Press, 1982, p. 236.
- 17) C. K. Omari, *God and Worship in Traditional Asu Society*, Unpublished Ph. D. Dissertation. University of East Africa, 1970. p. 1 および I. N. Kimambo 「前掲書」, pp.13~14。
- 18) Meraji Ibrahim 氏より1991年8月、聴き取り。
- 19) I. N. Kimambo, 「前掲書」, pp.88~91。
- 20) この調査の英文による報告書は、"Observation of the Team for the Study of Traditional Irrigation and Pottery Making" として、キリマンジャロ州開発行政官 (RDD) に提出されている。この時の案内役は、Chomvu Ward Secretary の M. F. Noah 氏と、Usangi Division の Bwana Shamba (農業普及員) Hussein Ibrahim 氏であった。
- 21) I. N. Kimambo, *Penetration and Protest in Tanzania: The Impact of the World Economy on the Pare 1860-1960*, London: James Currey, 1991. pp. 78~81.
- 22) 隣村の Mshewa においても、同年度に全コーヒー生産者のうちの14%の農民が全生産量11,360kgのうちの43.3%を生産していたことが池野旬氏の調査で確かめられている。J. Ikeno, *Tanzanian Rural Households under the Economic Reform Policies*, Report submitted to Univ. of Dar-es-Salaam and Tanzania Commission for Science and Technology, 1993, p. 34.
- 23) Richard Thadei 氏より1993年8月聴き取り。
- 24) I. N. Kimambo, 「前掲書」 pp.17~18およびpp.151~152。
- 25) Ringo W. Tenga, *Land Law and the Peasantry in Pare District: A Historical Analysis*. LLM dissertation, Univ. of Dar es Salaam, 1979. p. 86.
- 26) 「同上論文」, p.87。
- 27) 「同上論文」, pp.87~89。
- 28) 吉田昌夫, 「アフリカにおける農業水利の伝統的技術」, 『国際農林業協力』17巻4号, 1995年3月, 9~21ページ。
- 29) Ndorwe 村 Vanyua 区について, Rasuli Issa 氏より1993年8月聴き取り。
- 30) Kimbale 村および Mbore 村で, そのような例が認められた。
- 31) Ndorwe 村 Shigati 区にて, Mhidini Saidi 氏より1994年8月聴き取り。
- 32) I. N. Kimambo and C. K. Omari, "The Development of Religious Thought and Centres among the Pare", T. O. Ranger and I. N. Kimambo, *The Historical Study of African Religion*, London: Heinemann Educational, 1972, pp. 114~117.
- 33) Kavugha F. Simeon, *Desturi na Mila za Wapare*, Soni: Vuga Press, 1977, p. 9.
- 34) 運輸業は、アフリカ人が少い参入資本を用いて資本家となるための最も有効な手段の一つである。ジョン・アイリフ, 『アフリカ資本主義の形成』, 北川勝彦訳, 京都, 昭和堂, 1989年, 123ページ。
- 35) Sam Maghimbi, "The Decline of the Economy of the Mountain Zones of Tanzania: A Case Study of Mwanga District (North Pare)", *The Tanzanian Peasantry: Economy in Crisis*. Aldershot: Avebury, 1992.
- 36) Ndorwe 村にて Mhidini Saidi 氏より1991年8月13日聴き取り。
- 37) Ndorwe 村にて Mhidini Saidi 氏より1994年8月20日聴き取り。

- 38) *Shiujji Report*, pp. 51～60.
- 39) 「同上書」 pp.151～202。
- 40) 1993年8月、ムワンガ県 Land Tribunal の Cartography Technician, Aggrei C. Mziray 氏からの聴き取りによれば、最近 Ugwenno 郡における調停では次のような例があった。離婚された女性が、耕作していた土地を売ってしまった前夫を初級裁判所に訴えたが、彼女に土地の占有権がないと判定され敗訴した。彼女はその後、土地紛争裁判所に訴え、同裁判所は新たなケースとしてこれを取り上げ、彼女がそこで20年間働いていたことが根拠となって彼女の方が勝訴したという。このように裁判では徐々に女性に占有権を認める方向が出ている。